

那霸市公報

第1542号
毎月2回 1, 15日発行
発 行 所
那霸市泉崎1丁目1番1号
那霸市総務部総務課

目 次

訓 令

那霸市例規集規程の一部を改正する訓令(総務課)	866
那霸市犯罪人名簿事務取扱規程の一部を改正する訓令(市民課)	867

告 示

那霸市母子生活支援センターさくら指定管理者の指定について (子育て応援課)	879
那霸市母子福祉センター指定管理者の指定について(子育て応援課)	879
那霸市シルバー人材センターとの随意契約の公表(健康推進課)	880
平成22年度那霸市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) (国保長寿医療課)	881
平成22年度那霸市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号) (国保長寿医療課)	882
平成22年度那霸市老人保健特別会計補正予算(第1号)(国保長寿医療課)	884
平成22年度那霸市一般会計補正予算(第5号)(財政課)	885
平成21年度那霸市一般会計歳入歳出決算書(財政課)	889
平成21年度那霸市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算書(区画整理課)	903
平成21年度那霸市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書 (国保長寿医療課・特定健診課)	910
平成21年度那霸市老人保健特別会計歳入歳出決算書(国保長寿医療課) ..	916
平成21年度那霸市市街地再開発事業特別会計歳入歳出決算書	

(市街地整備課)	920
平成21年度那霸市介護保険事業特別会計歳入歳出決算書 (チャーガンじゅう課)	924
平成21年度那霸市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書 (国保長寿医療課)	930
平成21年度那霸市病院事業債管理特別会計歳入歳出決算書(財政課)	934
那霸市共同利用施設(那霸市大嶺自治会館)指定管理者の指定について (市民協働推進課)	937
那霸市共同利用施設(那霸市田原自治会館)指定管理者の指定について (市民協働推進課)	937
那霸市共同利用施設(那霸市安次嶺自治会館)指定管理者の指定について (市民協働推進課)	938
那霸市共同利用施設(那霸市宮城自治会館)指定管理者の指定について (市民協働推進課)	938
那霸市共同利用施設(那霸市高良自治会館)指定管理者の指定について (市民協働推進課)	939
那霸市共同利用施設(那霸市宇栄原自治会館)指定管理者の指定について (市民協働推進課)	939
那霸市共同利用施設(那霸市当間自治会館)指定管理者の指定について (市民協働推進課)	940
那霸市共同利用施設(那霸市真嘉比自治会館)指定管理者の指定について (市民協働推進課)	940
那霸市共同利用施設(那霸市小禄自治会館)指定管理者の指定について (市民協働推進課)	941
那霸市NPO活動支援センター指定管理者の指定について (市民協働推進課)	941

公 告

住民票の職権削除の公示について(市民課)	942
那霸市都市計画公聴会の開催について(都市計画課)	942
那霸広域都市計画地区計画の原案について(都市計画課)	943

平成23年度那霸市役所仮庁舎、新都心銘苅庁舎及び真和志庁舎の管理に関する各種業務委託氏名競争入札参加資格者申請受付について（管財課）	944
平成23年度那霸市公共施設等の一般廃棄物収集運搬業務委託の入札の実施について（管財課）	945

消防本部規程

那霸市消防水利規程	947
-----------	-----

消防本部告示

那霸市消防本部非常勤職員要綱の一部を改正する要綱	962
--------------------------	-----

訓 令

那霸市訓令第1号

平成23年2月1日

那霸市例規集規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那霸市長 翁 長 雄 志

那霸市例規集規程の一部を改正する訓令

那霸市例規集規程(1956年那霸市規程第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この <u>規程</u> は、那霸市例規集(以下「 <u>例規集</u> 」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この <u>訓令</u> は、那霸市例規集(以下「 <u>例規集</u> 」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。
(方式) 第5条 [略] 2 例規集は、 <u>毎年度4回程度</u> その内容を更新するものとする。	(方式) 第5条 [略] 2 例規集は、 <u>隨時</u> その内容を更新するものとする。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

那霸市訓令第2号

平成23年2月1日

那霸市犯罪人名簿事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那霸市長 翁 長 雄 志

那霸市犯罪人名簿事務取扱規程の一部を改正する訓令

那霸市犯罪人名簿事務取扱規程(昭和51年那霸市訓令第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(目的) 第1条 この規程は、犯罪人名簿(以下「名簿」という。)の整備及び身分証明の手続等について規定し、もって身分証明及び選挙人名簿の調製事務の適正な処理に寄与することを目的とする。	(目的) 第1条 この訓令は、犯罪人名簿(以下「名簿」という。)の整備及び身分証明の手続等について規定し、もって身分証明及び選挙人名簿の調製事務の適正な処理に寄与することを目的とする。
(定義) 第2条 この規程において「身分証明」とは、犯歴の有無に関する証明をいう。	(定義) 第2条 この訓令において「身分証明」とは、犯歴の有無に関する証明をいう。
(名簿の閉鎖) 第10条 名簿に記載された者が次の各号の一に該当する場合は、名簿を閉鎖し、破棄又は焼却する。 (1)～(7) [略] 2 [略] [第1号様式 別記] [第2号様式 別記] [第4号様式 別記] [第5号様式 別記] [第6号様式 別記]	(名簿の閉鎖) 第10条 名簿に記載された者が次の各号のいずれかに該当する場合は、名簿を閉鎖し、破棄又は焼却する。 (1)～(7) [略] 2 [略] [第1号様式 別記] [第2号様式 別記] [第4号様式 別記] [第5号様式 別記] [第6号様式 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正前の欄中の様式(以下「改正様式」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の様式(以下「改正後様式」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合については、当該改正様式の全部を当該改正後様式に改める。	

付 則

この訓令は、平成23年2月1日から施行する。

[改正前 別記]

第1号様式

氏名	生年 月日	明 大 昭	年 月 日	本籍	沖縄県那覇市		
筆頭者				年 月 日			
住所				から転籍			
住所				年 月 日 死 亡			
				復 權			
				転 籍			
裁 判	確定事由	罪名	刑名、刑期、金額等			刑終了日	備 考
年 月 日 宣告 略式 年 月 日 確定 地方 裁判所 簡易 支 部	自然確定 上訴権放棄 正式裁判取 下げ 控訴取下げ 控訴棄却 決定 判決 上告取下げ 上告棄却 決定 判決 破棄自判		懲 役 禁 錮 罰 金 法 定 裁 定 懲役刑 禁錮刑 罰金刑 年間執行猶予 付保護処分 付補導処分 刑の免除 刑の執行の免除	年 月 年 月 円 未決勾留 日通算 日数 日算入 禁錮刑 罰金刑 年間執行猶予 付保護処分 付補導処分 刑の免除 刑の執行の免除			
裁 判	確定事由	罪名	刑名、刑期、金額等			刑終了日	備 考
年 月 日 宣告 略式 年 月 日 確定 地方 裁判所 簡易 支 部	自然確定 上訴権放棄 正式裁判取 下げ 控訴取下げ 控訴棄却 決定 判決 上告取下げ 上告棄却 決定 判決 破棄自判		懲 役 禁 錮 罰 金 法 定 裁 定 懲役刑 禁錮刑 罰金刑 年間執行猶予 付保護処分 付補導処分 刑の免除 刑の執行の免除	年 月 年 月 円 未決勾留 日通算 日数 日算入 禁錮刑 罰金刑 年間執行猶予 付保護処分 付補導処分 刑の免除 刑の執行の免除			

裁判	確定事由	罪名	刑名、刑期、金額等	刑終了日	備考
年月日 宣告 略式 年月日確定 地方裁判所 簡易 支 部	自然確定 上訴権放棄 正式裁判取下げ 控訴取下げ 控訴棄却決定 判決 上告取下げ 上告棄却決定 判決 破棄自判		懲役 年 月 禁錮 年 月 罰金 円 法定未決勾留 日通算 裁定日数 日算入 懲役刑 禁錮刑 罰金刑 年間執行猶予 付保護処分 付補導処分 刑の免除 刑の執行の免除		
年月日 宣告 略式 年月日確定 地方裁判所 簡易 支 部	自然確定 上訴権放棄 正式裁判取下げ 控訴取下げ 控訴棄却決定 判決 上告取下げ 上告棄却決定 判決 破棄自判		懲役 年 月 禁錮 年 月 罰金 円 法定未決勾留 日通算 裁定日数 日算入 懲役刑 禁錮刑 罰金刑 年間執行猶予 付保護処分 付補導処分 刑の免除 刑の執行の免除		
年月日 宣告 略式 年月日確定 地方裁判所 簡易 支 部	自然確定 上訴権放棄 正式裁判取下げ 控訴取下げ 控訴棄却決定 判決 上告取下げ 上告棄却決定 判決 破棄自判		懲役 年 月 禁錮 年 月 罰金 円 法定未決勾留 日通算 裁定日数 日算入 懲役刑 禁錮刑 罰金刑 年間執行猶予 付保護処分 付補導処分 刑の免除 刑の執行の免除		

[改正後 別記]

第1号様式

【犯歴票】 (/)

編集日 : 年 月 日

本籍	沖縄県那霸市
筆頭者	
氏名	
生年月日	
住所	

罪名	刑名・刑期・金額	裁判・確定の日	裁判所名 未決勾留期間	備考
	刑名： 刑期： 金額：	裁判区分： 裁判又は略式命令 の日： 確定の日： 受付日：	裁判所	確定事由： 刑の消滅予定日：
	刑名： 刑期： 金額：	裁判区分： 裁判又は略式命令 の日： 確定の日： 受付日：	裁判所	確定事由： 刑の消滅予定日：
	刑名： 刑期： 金額：	裁判区分： 裁判又は略式命令 の日： 確定の日： 受付日：	裁判所	確定事由： 刑の消滅予定日：

【犯歴表】 (/)

氏名	
----	--

罪名	刑名・刑期・金額	裁判・確定の日	裁判所名 未決勾留期間	備考
	刑名： 刑期： 金額：	裁判区分： 裁判又は略式命令 の日： 確定の日： 受付日：	裁判所	確定事由： 刑の消滅予定日：
	刑名： 刑期： 金額：	裁判区分： 裁判又は略式命令 の日： 確定の日： 受付日：	裁判所	確定事由： 刑の消滅予定日：
	刑名： 刑期： 金額：	裁判区分： 裁判又は略式命令 の日： 確定の日： 受付日：	裁判所	確定事由： 刑の消滅予定日：
	刑名： 刑期： 金額：	裁判区分： 裁判又は略式命令 の日： 確定の日： 受付日：	裁判所	確定事由： 刑の消滅予定日：

[改正前 別記]

第2号様式

戸籍・身分の異動通知書			
氏名		旧氏名	
生年月日	明治 大正 昭和	年	月 日
旧本籍			
現新本籍			
最近の前科	裁判及び確定の日 年 月 日 宣告・略式 年 月 日 確 定	裁判所 裁判所	罪名 懲役 禁錮 年 月 執行猶予 罰金 円
変更年月日 及びその事由	年 月 日 1 婚姻により新戸籍編製 2 転籍 3 離婚による復籍 4 離婚による新戸籍編製 5 養子縁組による入籍	6 死亡 7 土地の名称変更 8 その他()	年 月 日
		第 号 年 月 日	
	殿	那霸市長	印
上記のとおり戸籍・身分の異動があつたから通知する。			

[改正後 別記]
第2号様式

第 号
年 月 日

様

那霸市長

印

身分異動通知

下記のとおり、戸籍の変動があったので通知します。

旧氏名	
新氏名	
生年月日	
旧本籍	
旧筆頭者	
新本籍	
新筆頭者	
変更年月日	
変更事由	
備考	

[改正前 別記]

第4号様式

第 号
年 月 日

殿

那霸市長



本籍の異動に伴う犯歴の通知について

みだしのことについて、次の者が貴管内に異動したので通知します。なお、犯歴は別添犯罪人名簿の写しのとおりです。

氏 名	
生 年 月 日	
旧 本 籍	(年 月 日)
新 本 籍	(年 月 日)
異 動 事 由	
備 考	

[改正後 別記]

第4号様式

第 号
年 月 日

様

那霸市長

印

民 刑 事 項 通 知

下記のとおり、戸籍の変動があったので通知します。

旧 氏 名	
新 氏 名	
生 年 月 日	
旧 本 籍	
旧 筆 頭 者	
新 本 籍	
新 筆 頭 者	
変更年月日	
変 更 事 由	
民 事 事 項	
刑 事 事 項	別紙のとおり
備 考	

[改正前 別記]

第5号様式

殿	那霸市長	印
犯歴の照会について		
<p>みだしのことについて、次の者の身分証明をする必要がありますので、 年 月 日以降における拘留、科料、交通違反に係る罰金以下の刑の有無について御回答願います。</p> <p>氏名 生年月日 本籍 現住所 (免許証番号)</p>		

[改正後 別記]

第5号様式

様	那霸市長	印
犯歴照会について		

みだしのことについて、下記の者の刑罰等調書を作成する必要があるので、道路交通法違反及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反に係る罰金以下の刑の有無について、御回答ください。

必要とする理由

- 叙勲・褒章・叙位の申請
- 自動車運転代行業の認定の申請
- 駐車監視員資格者証の交付の申請
- その他()

記

本籍

氏名

生年月日

[改正前 別記]

第6号様式

第 年 月 号
日

殿

那霸市長

印

刑の消滅等に関する照会について

みだしのことについて、下記の者に係る刑の言渡しの効力の消滅に関し照会します。

氏名			生年月 日	明・大・昭 年 月 日
本籍			住 所	
裁判所及び確定 の日等	裁判所名	罪名	刑名・刑期・金額等	備考 刑の言渡し効 力の消滅の事 実の有無回答
年 月 日宣告 略式			懲役 年 月	
年 月 日確定			禁錮 年 月執行猶予	
年 月 日刑終	裁 判 所		罰金 円	

年 月 日宣告 略式			懲役 年 月	
年 月 日確定			禁錮 年 月執行猶予	
年 月 日刑終	裁 判 所		罰金 円	
年 月 日宣告 略式			懲役 年 月	
年 月 日確定			禁錮 年 月執行猶予	
年 月 日刑終	裁 判 所		罰金 円	
年 月 日宣告 略式			懲役 年 月	
年 月 日確定			禁錮 年 月執行猶予	
年 月 日刑終	裁 判 所		罰金 円	

年 月 日付け第 号で照会のあった上記のことについて、上記のとおり回答します。

第 年 月 号
日

那霸市長

殿

印

[改正後 別記]

第6号様式

第 号
年 月
様 日

那霸市長

印

刑の消滅等に関する照会書

下記の者に関する前科につき、刑の消滅事実の有無を調査のうえ、御回答願います。

記

本籍

(旧 :

)

氏名

年月日生

(旧 :

)

裁判及び確定の日	裁判所	罪名	刑名 刑期 金額	備考	回答欄
裁判区分： 裁判又は略式命令の日： 確定の日： 受付日：	裁判所		刑名： 刑期： 金額：	確定事由： 刑の消滅予定日：	
裁判区分： 裁判又は略式命令の日： 確定の日： 受付日：	裁判所		刑名： 刑期： 金額：	確定事由： 刑の消滅予定日：	
裁判区分： 裁判又は略式命令の日： 確定の日： 受付日：	裁判所		刑名： 刑期： 金額：	確定事由： 刑の消滅予定日：	

上記のとおり回答します。

年月日

印

那霸市長

様

告示

那霸市告示第147号
平成23年1月6日
掲示済

那霸市母子生活支援センターさくら指定管理者の指定について

那霸市母子生活支援センターさくらの管理を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定に基づき平成22年12月定例議会において承認を得られましたので、那霸市母子生活支援センター条例(平成17年9月30日条例第51号)第15条第4項の規定に基づき、次のとおり告示します。

那霸市長 翁長雄志

1 指定管理を行わせる公の施設

名称 那霸市母子生活支援センターさくら
位置 那霸市首里鳥堀町4丁目99番地

2 指定管理者となる団体

名称 社団法人那霸市母子寡婦福祉会
所在 那霸市金城3丁目5番地4
代表者 会長 平良君代

3 指定の期間 平成23年4月1日から平成28年3月31日

那霸市告示第148号
平成23年1月6日
掲示済

那霸市母子福祉センター指定管理者の指定について

那霸市母子福祉センターの管理を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定に基づき平成22年12月定例議会において承認を得られましたので、那霸市総合福祉センター条例(平成17年9月30日条例第45号)第15条第4項の規定に基づき、次のとおり告示します。

那霸市長 翁長雄志

1 指定管理を行わせる公の施設

名称 那霸市母子福祉センター
位置 那霸市金城3丁目5番地4(那霸市総合福祉センター1階内)

2 指定管理者となる団体

名称 社団法人那霸市母子寡婦福祉会
 所在 那霸市金城3丁目5番地4
 代表者 会長 平良君代

3 指定の期間 平成23年4月1日から平成28年3月31日

那霸市告示第149号

平成23年1月12日
 掲示済

那霸市シルバー人材センターとの随意契約の公表

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により、身体障害者福祉法等に規定される更正施設等において製作された物品を買入れし、又は当該施設等若しくはシルバー人材センター等から労務の提供を受ける手続きについて、那霸市契約規則第21条第2項の規定により次のとおり公表します。

那霸市長 翁 長 雄 志

1. 契約を締結する前

契約内容（役務の名称及び数量）	「自殺対策啓発リーフレット」配布業務委託
契約相手方の決定方法又は選定基準	<p>以下の条件をすべて満たすことを要する。 なお、団体等が複数ある場合は見積書を微し、最も低いものと契約を締結する。</p> <p>1 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体等であること。 2 本市内に拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。 3 本市と契約実績があり、かつ当該履行状況が良好であること。</p>
申請方法	見積書提出（平成22年12月17日までに）
契約担当課	健康保険局 健康推進課 電話 098-862-9016

2. 契約を締結した後

契約締結日	平成23年1月6日
契約相手方の氏名及び住所	那霸市首里末吉町4丁目6番地の6 社団法人 那霸市シルバー人材センター 理事長 名嘉元 甚勝
契約金額	1部に付き7円に消費税相当額を加算した 金額
契約理由	上記条件を満たし、見積書を提出した団体が

	上記団体だけであったため。また、当該業務を委託することにより、本市の高齢退職者の就労機会の確保と社会参加を促進し生きがいづくりを支援できるため。
--	--------------------------------------------------------------------------

那霸市告示第159号
平成23年2月1日

平成22年(2010年)12月那霸市議会定例会で議決された平成22年度那霸市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の要領は次のとおりである。

那霸市長 翁 長 雄 志

平成22年度那霸市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

平成22年度那霸市の後期高齢者医療特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ87,561千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,508,973千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		千円 1,899,028	千円 77,044	千円 1,976,072
	1 後期高齢者医療保険料	1,899,028	77,044	1,976,072
3 繰入金		519,594	687	520,281
	1 一般会計繰入金	519,594	687	520,281
4 繰越金		1	6,624	6,625
	1 繰越金	1	6,624	6,625
5 諸収入		2,588	3,206	5,794
	2 償還金及び還付加算金	2,050	3,206	5,256
歳入合計		2,421,412	87,561	2,508,973

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 26,190	千円 687	千円 26,877
	1 総務管理費	13,907	72	13,979

	2 徴収費	12,283	615	12,898
2 後期高齢者医療広域連合納付金		2,393,171	82,046	2,475,217
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	2,393,171	82,046	2,475,217
3 諸支出金		2,051	4,828	6,879
	1 償還金及び還付加算金	2,050	3,198	5,248
	2 繰出金	1	1,630	1,631
歳出合計		2,421,412	87,561	2,508,973

那霸市告示第160号
平成23年2月1日

平成22年(2010年)12月那霸市議会定例会で議決された平成22年度那霸市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)の要領は次のとおりである。

那霸市長 翁長雄志

平成22年度那霸市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

平成22年度那霸市の国民健康保険事業特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000,137千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42,609,956千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		千円 14,879,117	千円 117,581	千円 14,996,698
	1 国庫負担金	9,151,797	119,267	9,271,064
	2 国庫補助金	5,727,320	1,686	5,725,634
4 療養給付費等交付金		830,251	334,696	1,164,947
	1 療養給付費等交付金	830,251	334,696	1,164,947
5 前期高齢者交付金		3,594,950	89,083	3,684,033
	1 前期高齢者交付金	3,594,950	89,083	3,684,033
6 県支出金		1,971,767	36,404	2,008,171
	1 県補助金	1,713,074	225	1,712,849
	2 県負担金	258,693	36,629	295,322

7 共同事業交付金		千円 5,815,237	千円 719,232	千円 6,534,469
	1 共同事業交付金	5,815,237	719,232	6,534,469
9 繰入金		3,418,156	1,099	3,417,057
	1 他会計繰入金	3,418,155	1,099	3,417,056
11 諸収入		2,096,756	295,760	1,800,996
	3 雑入	2,093,100	295,760	1,797,340
歳 入 合 計		41,609,819	1,000,137	42,609,956

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 757,916	千円 991	千円 758,907
	1 総務管理費	567,093	1,063	566,030
	5 医療費適正化特別対策事業費	37,597	2,054	39,651
2 保健給付費		25,858,267	435,410	26,293,677
	1 療養諸費	22,468,879	224,439	22,693,318
	2 高額療養費	3,001,197	210,971	3,212,168
3 後期高齢者支援金等		4,249,477	7,844	4,257,321
	1 後期高齢者支援金等	4,249,477	7,844	4,257,321
4 前期高齢者納付金等		7,847	441	7,406
	1 前期高齢者納付金等	7,847	441	7,406
5 老人保健拠出金		140,247	109	140,138
	1 老人保健拠出金	140,247	109	140,138
6 介護納付金		1,912,537	6,397	1,906,140
	1 介護納付金	1,912,537	6,397	1,906,140
7 共同事業拠出金		5,816,557	719,238	6,535,795
	1 共同事業拠出金	5,816,557	719,238	6,535,795
8 保健事業費		278,452	22,457	300,909
	1 特定健康診査等事業費	225,764	0	225,764
	2 保健事業費	52,688	22,457	75,145
10 諸支出金		31,352	19,450	50,802
	1 償還金及び還付加算金	31,351	19,450	50,801
11 繰上充用金		2,040,000	198,306	1,841,694
	1 繰上充用金	2,040,000	198,306	1,841,694
歳 出 合 計		41,609,819	1,000,137	42,609,956

那霸市告示第161号
平成23年2月1日

平成22年(2010年)12月那霸市議会定例会で議決された平成22年度那霸市老人保健特別会計補正予算(第1号)の要領は次のとおりである。

那霸市長 翁 長 雄 志

平成22年度那霸市老人保健特別会計補正予算(第1号)

平成22年度那霸市の老人保健特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ46,595千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ292,767千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 支払基金 交付金		千円 1,464	千円 14,318	千円 15,782
	1 支払基金交付金	1,464	14,318	15,782
3 繰越金		1	24,391	24,392
	1 繰越金	1	24,391	24,392
5 国庫支出 金		4,530	6,351	10,881
	1 国庫負担金	4,530	6,351	10,881
6 県支出金		133	1,535	1,668
	1 県負担金	133	1,535	1,668
歳 入 合 計		246,172	46,595	292,767

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 諸支出金		千円 6,132	千円 46,595	千円 52,727
	2 繰出金	6,128	46,595	52,723
歳 出 合 計		246,172	46,595	292,767

那霸市告示第162号
平成23年2月1日

平成22年(2010年)12月那霸市議会定例会で議決された平成22年度那霸市一般会計補正予算(第5号)の要領は次のとおりである。

那霸市長 翁 長 雄 志

平成22年度那霸市一般会計補正予算(第5号)

平成22年度那霸市の一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,648,647千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ130,508,719千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 既定の債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 既定の地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

(一時借入金の補正)

第5条 一時借入金の借入れの最高額17,000,000千円に5,000,000千円を追加し、一時借入金の借入の最高額を22,000,000千円とする。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 地方特例交付金		407,967	27,827	380,140
	1 地方特例交付金	407,967	27,827	380,140
10 地方交付税		11,750,624	413,052	12,163,676
	1 地方交付税	11,750,624	413,052	12,163,676
12 分担金及び負担金		2,158,385	3,753	2,162,138
	2 負担金	2,158,384	3,753	2,162,137
14 国庫支出金		32,168,480	1,555,086	33,723,566
	1 国庫負担金	22,274,877	1,791,422	24,066,299
	2 国庫補助金	9,726,072	236,336	9,489,736
15 県支出金		8,426,814	541,817	8,968,631
	1 県負担金	5,041,657	90,585	5,132,242
	2 県補助金	2,714,147	451,232	3,165,379
16 財産収入		1,057,063	10,875	1,067,938

	1 財産運用収入	289,526	825	290,351
	2 財産売扱収入	767,537	10,050	777,587
18 繰入金		3,291,754	247,946	3,539,700
	1 特別会計繰入金	40,295	53,065	93,360
	2 基金繰入金	3,251,459	194,881	3,446,340
19 繰越金		1,492,209	532,236	2,024,445
	1 繰越金	1,492,209	532,236	2,024,445
20 諸収入		4,131,804	74,609	4,206,413
	4 受託事業収入	93,671	435	93,236
	5 雜入	920,501	75,044	995,545
21 市債		16,845,306	297,100	17,142,406
	1 市債	16,845,306	297,100	17,142,406
	歳 入 合 計	126,860,072	3,648,647	130,508,719

歳 出 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		702,074	710	701,364
	1 議会費	702,074	710	701,364
2 総務費		15,039,793	260,597	15,300,390
	1 総務管理費	12,506,618	278,332	12,784,950
	2 徴稅費	1,150,130	7,741	1,142,389
	3 戸籍住民基本台帳費	866,476	7,985	858,491
	4 選挙費	236,030	671	235,359
	5 統計調査費	187,023	486	186,537
	6 監査委員費	93,516	852	92,664
3 民生費		50,800,336	2,656,267	53,456,603
	1 社会福祉費	15,742,888	279,773	16,022,661
	2 児童福祉費	19,195,980	37,443	19,233,423
	3 生活保護費	15,861,467	2,339,051	18,200,518
4 衛生費		8,286,546	339,904	8,626,450
	1 保健衛生費	3,639,726	347,986	3,987,712
	2 清掃費	4,646,820	8,082	4,638,738
5 労働費		324,417	180	324,237
	1 労働諸費	324,417	180	324,237
6 農林水産業費		86,976	361	87,337
	1 農業費	45,854	281	46,135
	2 水産業費	41,002	80	41,082
7 商工費		1,085,722	2,831	1,088,553
	1 商工費	1,085,722	2,831	1,088,553
8 土木費		19,290,770	49,182	19,241,588
	1 土木管理費	302,934	3,207	299,727
	2 道路橋りょう費	1,262,057	6,574	1,255,483
	3 河川水路費	169,907	1,428	168,479
	4 港湾費	705,022	1,165	703,857
	5 都市計画費	9,165,167	70,026	9,095,141

	6 住宅費	7,685,683	33,218	7,718,901
9 消防費		2,575,907	21,846	2,554,043
	1 消防費	2,575,907	21,846	2,554,043
10 教育費		16,236,451	75,623	16,312,074
	1 教育総務費	1,880,927	20,509	1,901,436
	2 小学校費	6,811,078	27,165	6,838,243
	3 中学校費	1,136,652	36,940	1,173,592
	4 幼稚園費	1,144,768	6,864	1,137,904
	5 社会教育費	2,665,491	15,818	2,681,309
	6 保健体育費	2,597,535	17,945	2,579,590
12 公債費		12,305,827	365,000	12,670,827
	1 公債費	12,305,827	365,000	12,670,827
14 予備費		70,000	20,000	90,000
	14 予備費	70,000	20,000	90,000
歳出合計		126,860,072	3,648,647	130,508,719

第2表 繰越明許費

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
10 教育費	5 社会教育費	牧志・安里公民館図書館(仮称)設置事業	13,730

第3表 債務負担行為補正

追加

(単位:千円)

事 項	期 間	限度額
NPO活動支援センター管理運営委託料 (市民協働推進課)	平成22年度から 平成27年度まで	74,089
那霸市総合福祉センター管理運営委託料 (福祉政策課)	平成22年度から 平成27年度まで	187,995
安謝福祉複合施設管理運営委託料 (チャーがんじゅう課)	平成22年度から 平成23年度まで	11,817
金城老人憩の家管理運営委託料 (チャーがんじゅう課)	平成22年度から 平成27年度まで	35,160
那霸市精神障害者地域生活支援センター事業 (障がい福祉課)	平成22年度から 平成27年度まで	107,155
安謝保育所管理運営委託料 (こどもみらい課)	平成22年度から 平成23年度まで	132,273
那霸市母子生活支援センターさくら管理運営委託料 (子育て応援課)	平成22年度から 平成27年度まで	232,245
那霸市母子福祉センター管理運営委託料 (子育て応援課)	平成22年度から 平成27年度まで	12,140
金城児童館管理運営委託料 (子育て応援課)	平成22年度から 平成27年度まで	33,310
安謝児童館管理運営委託料 (子育て応援課)	平成22年度から 平成23年度まで	8,971
繁多川図書館業務委託事業 (生涯学習課)	平成22年度から 平成25年度まで	51,444

繁多川公民館業務委託事業 (生涯学習課)	平成22年度から 平成25年度まで	36,585
那霸市体育施設管理運営委託料 (市民スポーツ課)	平成22年度から 平成27年度まで	414,870
那霸市立森の家みんみん管理運営委託料 (総合青少年課)	平成22年度から 平成25年度まで	33,450

第4表 地方債補正

変更

(単位:千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
2 社会福祉施設整備事業	41,000	普通賃借又は証券発行(登録公債)	年5%以内(ただし、利率見直し)	償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。	39,500	補正前に同じ		
5 道路整備事業	240,400				235,700			
6 都市計画事業	1,352,400				1,332,300			
7 都市公園整備事業	918,200				887,800			
8 市営住宅建設事業	1,627,100				1,619,900			
9 教育施設整備事業	4,297,300				4,293,300			

那霸市告示第163号
平成23年2月1日

平成22年(2010年)12月那霸市議会定例会で認定された平成21年度那霸市一般会計歳入歳出決算の要領は次のとおりである。

那霸市長 翁 長 雄 志

平成21年度 那覇市一般会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位:円)

		項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 济 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
	款				還 付 未 済 額			
1	市税		38,851,730,000	42,666,509,167	39,139,257,504 39,864,570	170,902,379	3,396,213,354	△287,527,504
1	市民税		16,130,896,000	17,689,074,974	16,384,915,149 34,974,144	71,375,731	1,267,758,238	△254,019,149
2	固定資産税		19,132,705,000	21,318,695,066	19,170,023,464 4,550,026	92,652,175	2,060,569,453	△37,318,464
3	軽自動車税		433,067,000	493,180,790	440,532,457 340,200	4,575,070	48,413,463	△7,465,457
4	市たばこ税		2,369,350,000	2,359,268,384	2,359,268,384	0	0	10,081,616
5	鉱産税		1,000	0	0	0	0	1,000
6	特別土地保有税		3,000	0	0	0	0	3,000
7	入湯税		19,338,000	18,802,350	18,802,350	0	0	585,650
8	事業所税		766,320,000	787,487,603	765,715,700 200	2,299,403	19,472,700	604,300
2	地方譲与税		750,026,000	750,498,699	750,498,699	0	0	△472,699
1	自動車重量譲与税		418,526,000	411,698,000	411,698,000	0	0	6,828,000
2	地方道路譲与税		149,787,000	62,700,311	62,700,311	0	0	87,086,689
3	特別法人譲与税		8,041,000	7,595,388	7,595,388	0	0	445,612
4	航空機燃料譲与税		173,627,000	177,184,000	177,184,000	0	0	△3,557,000
5	地方揮発油譲与税		45,000	91,321,000	91,321,000	0	0	△91,276,000
3	利子割交付金		89,456,000	100,567,000	100,567,000	0	0	△11,111,000
4	配当割交付金		16,469,000	14,514,000	14,514,000	0	0	1,955,000
5	株式等譲渡所得割交付金		11,567,000	12,965,000	12,965,000	0	0	△1,398,000
1	株式等譲渡所得割交付金		11,567,000	12,965,000	12,965,000	0	0	△1,398,000
6	地方消費税交付金		2,817,693,000	2,872,793,000	2,872,793,000	0	0	△55,100,000

歳入

款	項	予算現額	定期額	収入額	不納額	欠損額	収入額	未済額	予算現額と収入額との比較
7 自動車取得税交付金	1 地方消費税交付金	2,817,693,000	2,872,793,000	2,872,793,000	0	0	0	0	△55,100,000
8 国有提供施設等所在市町村助成交付金	1 自動車取得税交付金	119,895,000	126,969,000	126,969,000	0	0	0	0	△7,074,000
9 地方特例交付金	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	311,608,000	311,608,000	311,608,000	0	0	0	0	0
10 地方交付税	1 地方特例交付金	311,608,000	311,608,000	311,608,000	0	0	0	0	0
11 交通安全対策特別交付金	2 特別交付金	422,889,000	422,889,000	422,889,000	0	0	0	0	0
12 分担金及び負担金	1 地方交付税	169,491,000	169,491,000	169,491,000	0	0	0	0	0
13 使料料手数料	1 負担金	11,579,485,000	11,762,148,000	11,762,148,000	0	0	0	0	△182,663,000
14 国庫支出金	2 手数料	54,000,000	52,313,000	52,313,000	0	0	0	0	1,687,000
	1 分担金	2,189,933,000	2,199,641,494	2,123,957,188	5,133,953	70,550,353	65,975,812		
	2 負担金	2,189,932,000	2,199,641,494	2,123,957,188	5,133,953	70,550,353	65,974,812		
	1 使料料手数料	2,662,706,000	2,899,540,990	2,687,129,774 5,000	11,967,756	200,448,460	△24,423,774		
	1 使料料手数料	2,099,312,000	2,326,384,059	2,114,265,026 5,000	11,967,756	200,156,277	△14,953,026		
	2 手数料	563,394,000	573,156,931	572,864,748	0	292,183	△9,470,748		
	3 委託金	31,748,879,827	30,474,794,551	29,318,062,066	0	1,156,732,485	2,430,817,761		
	1 国庫負担金	17,847,722,000	17,973,034,223	17,925,193,223	0	47,841,000	△77,471,223		
	2 国庫補助金	13,770,053,827	12,390,967,499	11,282,076,014	0	1,108,891,485	2,487,977,813		
	3 委託金	131,104,000	110,792,829	110,792,829	0	0	20,311,171		

(単位：円)

歳入	款	項	予算額	現額	調額	定額	収入額	済額	不納額	欠損額	収入額	未済額	予算現額と収入額との比較
15 県支出金			6,953,430,000	6,636,839,985	6,604,952,985	0	0	31,887,000	0	0	348,477,015	0	
1 県負担金			4,713,891,000	4,693,249,315	4,693,249,315	0	0	0	0	0	0	20,641,685	
2 県補助金			1,739,624,000	1,442,523,760	1,410,636,760	0	0	31,887,000	0	0	328,987,240		
3 委托金			499,915,000	501,066,910	501,066,910	0	0	0	0	0	0	△1,151,910	
16 財産収入			1,143,345,000	1,133,864,800	1,120,260,137	224,520	224,520	13,380,143	0	0	23,084,863		
1 財産運用収入			306,870,000	324,380,602	310,775,939	224,520	224,520	13,380,143	0	0	△3,905,939		
2 財産売払収入			836,475,000	809,484,198	809,484,198	0	0	0	0	0	0	26,990,802	
17 寄附金			26,349,000	26,288,209	26,288,209	0	0	0	0	0	0	60,791	
1 寄附金			26,349,000	26,288,209	26,288,209	0	0	0	0	0	0	60,791	
18 繰入金			3,977,293,750	3,966,631,309	3,966,631,309	0	0	0	0	0	0	10,662,441	
1 特別会計繰入金			146,347,000	138,252,010	138,252,010	0	0	0	0	0	0	8,094,990	
2 基金繰入金			3,830,945,750	3,828,379,299	3,828,379,299	0	0	0	0	0	0	2,566,451	
3 基金借入金			1,000	0	0	0	0	0	0	0	0	1,000	
19 繰越金			6,829,066,357	6,829,067,119	6,829,067,119	0	0	0	0	0	0	△762	
1 繰越金			6,829,066,357	6,829,067,119	6,829,067,119	0	0	0	0	0	0	△762	
20 諸収入			4,107,152,000	5,512,148,307	4,224,491,972 1,000	28,628,488	28,628,488	1,259,028,847	0	0	△117,339,972		
1 延滞金加算金及び過料			116,002,000	135,370,772	135,370,772	0	0	0	0	0	0	△19,368,772	
2 市預金利子			3,984,000	3,706,822	3,706,822	0	0	0	0	0	0	277,178	
3 賃付金元利収入			2,544,039,000	3,425,006,222	2,544,093,222	0	0	880,913,000	0	0	△4,222		
4 受託事業収入			132,345,000	126,269,059	126,269,059	0	0	0	0	0	0	6,075,941	
5 雑入			1,310,732,000	1,821,795,432 1,000	1,415,052,097 1,000	28,628,488	28,628,488	378,115,847	0	0	0	△104,320,097	
21 市債			12,243,242,000	10,832,142,000	10,832,142,000	0	0	0	0	0	0	1,411,100,000	

歳 入		項	予 算 現 額	調 定 額	收 入 済 額	不 納 欠 損 額	收 入 未 济 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
			還 付 未 济 額					
	1 市債		12,243,242,000	10,832,142,000	10,832,142,000	0	0	1,411,100,000
歳 入	合 計		126,906,214,934	129,604,732,630	123,299,504,962	216,857,096	6,128,241,142	3,606,709,972

歳出		項	予 算 現 領	支 出 溝 領	翌 年 度 繼 領	不 用 額	額	予算現額と支出 額との比較
1 議会費			712,827,000	699,966,011	0	12,860,989	12,860,989	
1 議会費	1 議会費		712,827,000	699,966,011	0	12,860,989	12,860,989	
2 総務費			14,983,505,400	14,264,042,980	411,825,262	307,637,158	719,462,420	
1 総務管理費			12,656,220,400	11,967,427,990	411,825,262	276,967,148	688,792,410	
2 徴税費			1,111,550,000	1,094,338,016	0	17,211,984	17,211,984	
3 戸籍住民基本台帳費			839,702,000	829,706,465	0	9,995,535	9,995,535	
4 選舉費			225,715,000	224,554,384	0	1,160,616	1,160,616	
5 統計調査費			56,152,000	55,602,807	0	549,193	549,193	
6 監査委員費			94,166,000	92,418,318	0	1,752,682	1,752,682	
3 民生費			45,788,648,950	45,361,310,845	39,884,000	387,454,105	427,338,105	
1 社会福祉費			15,708,497,700	15,483,310,112	0	225,187,588	225,187,588	
2 児童福祉費			14,285,477,000	14,092,475,530	39,884,000	153,117,470	193,001,470	
3 生活保護費			15,794,673,250	15,785,525,203	0	9,148,047	9,148,047	
4 災害救助費			1,000	0	0	1,000	1,000	
4 衛生費			8,741,628,275	8,086,901,595	187,086,000	467,640,680	654,726,680	
1 保健衛生費			4,225,069,275	3,726,507,806	85,500,000	413,061,469	498,561,469	
2 清掃費			4,516,559,000	4,360,393,789	101,586,000	54,579,211	156,165,211	
5 労働費			46,696,000	43,623,127	0	3,072,873	3,072,873	
1 労働諸費			46,696,000	43,623,127	0	3,072,873	3,072,873	
6 農林水産業費			111,548,000	109,812,667	0	1,735,333	1,735,333	
1 農業費			43,540,000	42,508,568	0	1,031,432	1,031,432	
2 林業費			120,000	120,000	0	0	0	

歳出

(単位：円)

款	項	予 算 現 領	支 出 溝 領	翌 年 度 繸 越 領	不 用 額	預 現 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
3 水産業費		67,888,000	67,184,099	0	703,901	703,901	
7 商工費		6,197,327,640	6,070,591,886	59,419,648	67,316,106	126,735,754	
1 商工費		6,197,327,640	6,070,591,886	59,419,648	67,316,106	126,735,754	
8 土木費		19,401,779,984	15,681,049,268	3,579,059,141	141,671,575	3,720,730,716	
1 土木管理費		290,009,000	283,289,469	0	6,719,531	6,719,531	
2 道路橋りょう費		1,394,043,922	1,184,763,513	196,509,973	12,770,436	209,280,409	
3 河川水路費		214,114,000	190,856,358	20,000,000	3,257,642	23,257,642	
4 港湾費		740,669,000	697,136,128	43,200,000	332,872	43,532,872	
5 都市計画費		9,320,412,062	8,162,242,351	1,088,472,968	69,696,743	1,158,169,711	
6 住宅費		7,442,532,000	5,162,761,449	2,230,876,200	48,894,351	2,279,770,551	
9 消防費		2,685,961,775	2,543,910,101	108,371,000	33,680,674	142,051,674	
1 消防費		2,685,961,775	2,543,910,101	108,371,000	33,680,674	142,051,674	
10 教育費		15,718,755,187	14,423,493,937	1,001,512,711	293,748,539	1,295,261,250	
1 教育総務費		2,172,756,000	2,020,476,954	136,221,750	16,057,296	152,279,046	
2 小学校費		3,143,814,197	2,999,056,274	73,007,141	71,750,782	144,757,923	
3 中学校費		2,323,915,550	1,787,239,041	446,325,930	90,350,579	536,676,509	
4 幼稚園費		1,449,031,540	1,153,333,446	243,304,550	52,393,544	295,698,094	
5 社会教育費		1,770,302,000	1,688,280,699	59,423,590	22,597,711	82,021,301	
6 保健体育費		4,858,935,900	4,775,107,523	43,229,750	40,598,627	83,828,377	
11 災害復旧費		4,000	0	0	4,000	4,000	
1 農林水産施設災害復旧費		1,000	0	0	1,000	1,000	
2 公共土木施設災害復旧費		2,000	0	0	2,000	2,000	

(単位：円)

歳出	項	予算額	現額	支出し額	済額	翌年度繰越額	不通用額	額	予算現額と支出額の比較
12 公債費	3 その他公共施設公用施設災害復旧費	1,000	0	0	0	0	1,000	1,000	
13 諸支出金	1 公債費	12,414,264,000	12,382,898,947	0	0	0	31,365,053	31,365,053	
14 予備費	1 普通財産取得費	12,414,264,000	12,382,898,947	0	0	0	31,365,053	31,365,053	
	2 公営企業貸付金	55,496,000	55,495,000	0	0	0	1,000	1,000	
	1 予備費	55,495,000	55,495,000	0	0	0	0	0	
	歳出合計	126,906,214,934	119,723,096,364	5,387,157,762	1,795,960,808	7,183,118,570			

歳入歳出差引額

3,576,408,598 円

平成 22年 9月 17日提出
那覇市長 翁長 雄志

歳入歳出決算総括表

(一般会計)

	区	分	金額
1 予 算	現 額		126,906,214,934 円
2 歳 入	総 額		123,299,504,962
3 歳 出	総 額		119,723,096,364
4 歳 入 歳 出 差 引	額		3,576,408,598
	(1)継続費過次繰越額		0
	(2)繰越明許費繰越額		1,238,363,977
5 <small>翌年度へ繰り越すべき財源</small>	(3)事故繰越し繰越額		173,341,500
	計		1,411,705,477
	(1)残高(翌年度へ繰越)		2,164,703,121
6 各会計別内訳	(2)不足額(翌年度から繰上充用)		0

那霸市監査委員より提出された、平成21年度(2009年度)那霸市一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金の運用状況審査意見書の概要

審査意見

審査に付された各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す書類は、法令に準拠して作成されており、計数に誤りはないものと認めた。

予算の執行状況については、おおむね適正になされているものと認めた。

平成21年度の歳入歳出決算は、一般会計で予算現額1,269億621万円に対し、歳入決算額は1,232億9,950万円、歳出決算額は1,197億2,309万円で、歳入決算額から歳出決算額を差し引いた形式収支額は35億7,640万円、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は21億6,470万円の黒字であり、前年度実質収支額を差し引いた単年度収支額も8億9,734万円の黒字となっている。

次に、土地区画整理事業特別会計等に平成21年度に新たに設置された病院事業債管理特別会計を含めた7特別会計の決算を合計額でみると、歳入決算額は598億742万円、歳出決算額は612億9,321万円で、形式収支額が14億8,578万円、実質収支額も17億2,952万円の赤字となっている。赤字の要因は国民健康保険事業によるものであり、同事業の赤字額が18億4,169万円と対前年度4億5,983万円の赤字額の増加となっている。

これは平成20年度の医療制度改革による前期高齢者調整制度が前期高齢者の加入率の低い市町村に不利に働き収支が悪化したことや保険給付費の増大、さらに保険税収入が厳しい経済状況を受け減少したことなどによるものである。

国民健康保険事業特別会計については、引き続き平成20年度の医療制度改革の影響等を受け、赤字額の増加が予想されるので、医療費の適正化を推進し、未収金を含めた収入率の向上になお一層の努力を行い赤字額の縮減に努める必要がある。

平成21年度普通会計の決算状況からみると、財政構造の弾力性を判断するための指標である経常収支比率は91.8%で、前年度より改善し0.6ポイント減少している。

これは補助費等で0.9ポイント増加したものの公債費で1.0ポイント、人件費で0.6ポイント、物件費で0.1ポイント減少したことによるものである。

なお、財政の圧迫度を示す指標である公債費比率は14.2%で前年度と比較して1.2ポイント減少している。

本市の財政状況は、歳入については財産収入が6億7,097万円、地方交付税で4億7,028万円、地方消費税交付金が1億7,731万円増加しているが市税が4億8,032万円、諸収入が21億4,694万円、国庫支出金が18億9,581万円減少している。

また、歳出については、普通建設事業費で34億5,497万円減少したものの物件費が13億1,291万円、扶助費が18億6,633万円、補助費等が30億5,851万円増加している。

繰越事業費の総額については、63億4,760万円となっており、この主なものは、市営住宅建替事業費22億3,087万円、教育施設整備事業費7億5,334万円、街路事業費7億86万円、土地区画整理事業費5億9,012万円であり、前年度と比べ繰越総額で41億5,751万円減少しているが、景気対策と生活支援のため実施された定額給付金事業等の52億690万円の繰越額を除けば実質10億4,938万円増加している。

なお、主な繰越理由としては、関係者との調整に日時を要し、適正な工期が設定できなかったこと等であるが、事業の実施に当たっては調整に必要な期間も考慮し、事業の早期完了を目指して計画的な執行に努められたい。

国内の景気回復の兆しは、依然不透明であり自主財源である市税は增收が期待できない状況にある。生活保護費など扶助費は引き続き増加しており、老朽化による教育関連施設や市営住宅の建替建設、再開発事業など投資的経費は今後暫く同様に推移するものと思われる。

また、多額の公債費(1,290億9,994万円)は平成25年前後に償還のピークを迎える、今後の財政運営は一層厳しさを増すことが予想される。

今後は、より効率的な行政システムを確立し、限られた財源を効果的、効率的に配分して健全な財政運営に努められるよう留意されたい。

なお、次のことに適切な措置を執られるよう要望する。

1 歳入について

(1) 収納率の向上について(納税課)

平成21年度市税の収納率は経済環境の厳しい中、平成20年度比で0.2ポイント向上している。

これは軽自動車税のコンビニ収納業務の開始や納税催告センターの設置等歳入確保に向けた取組みの成果であり評価される。

今後ともより一層収納率の維持向上に努められたい。

市税の収入状況(単位:千円、%)

区分	年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
現年分	平成21年度	39,223,961	38,173,543	809	1,088,753	97.3
	平成20年度	39,926,030	38,779,133	2,998	1,207,881	97.1
	比較	702,068	605,590	2,189	119,128	0.2
滞納繰越分	平成21年度	3,442,547	965,713	170,093	2,307,460	28.1
	平成20年度	3,302,888	840,447	210,653	2,253,379	25.4
	比較	139,658	125,266	40,560	54,081	2.7
合計	平成21年度	42,666,509	39,139,257	170,902	3,396,213	91.7
	平成20年度	43,228,919	39,619,581	213,652	3,461,260	91.7

(2) ふるさとづくり寄附金について(企画調整課)

平成21年度のふるさとづくり寄附金は386万円(48件)で、前年度809万円(28件)に比べ件数は増加しているものの423万円減少している。

寄附金の趣旨及び寄附金を財源として実施した事業成果等を広報するなど、寄附金の増加に努められたい。

(3) 業務委託料の誤払いにかかる返還金について(博物館)

総務費雑入にその他の歳入10万円余があるが、これは平成20年度の歴史博物館企画展事業にかかる業務委託料の二重払いによる返還金収入である。

今後は、不適切な事務処理が生じないよう支出事務を見直し、適切な事務処理に努められたい。

(4) 公設市場使用料等の予算管理について(なはまちなか振興課)

公設市場使用料(予算額9,507万円、調定額9,179万円)と公設市場光熱水費実費徴収金(予算額5,300万円、調定額4,986万円)の歳入については、予算額に対し調定額が少額となっており、見込み額に変更が生じているが手続きがなされていない。厳しい財政状況を考慮し、今後は、実績に基づき予算に変更を加える必要があるときは補正の手続きを執るなど適切な予算管理に努められたい。

(5) 現年分普通徴収保険料未収金について(ちゃーがんじゅう課)

介護保険料の未収金は2億3,446万円である。内訳として現年度分1億1,197万円、滞納繰越分が1億2,248万円である。対調定収入率は51.1%、前年度比較で3.9%上がっているが、収入未済額は333万円増加しており、収入未済額は依然として大きい。介護保険料は、介護保険制度の財政基盤をなすものであり、その安定的運営のための根幹となる財源である。

このため、多額の未収金の発生は、事業運営に重大な影響を及ぼすものであることから、滞納整理を一層強化するとともに、未収金縮減のための効果的な方策を検討し、収入率の向上になお一層努められたい。

(6) 高額療養費の返還金について(障がい福祉課)

高額療養費とは医療費が一定の額を超えたときに健康保険(国保、社会保険、長寿医療保険等)から給付される制度である。高額療養費返還金については、重度心身障害者医療費等助成事業からの助成金に高額療養費が含まれる場合に市への返還が発生するものである。

重度心身障害者医療費等助成事業において生じた高額医療費返還金の未収金については、平成20年度決算審査において指摘したところであるが、平成21年度については、現年度分調定額9,091万円に対し収入済額が8,656万円あり、収入率は95.2%となっている。平成20年度の93.8%に比べて1.4ポイント向上していることから未収対策が一定の効果を上げていることは評価できる。今後とも継続して未収金の縮減に努められたい。

(7) 国民健康保険税の未収金について(国保長寿医療課)

平成21年度国民健康保険事業特別会計は、18億4,169万円の多額の赤字となっており、不足額は翌年度からの繰上充用で補っている。国民健康保険税の未収金は27億1,982万円あり、その内訳は、現年度分6億7,071万円、滞納繰越分が20億4,910万円である。

国保保険税は、国民健康保険制度の財政基盤をなすものであり、その安定的運営のための根幹となる財源である。このため、多額の未収金の発生は、事業運営に重大な影響を及ぼすものである。滞納整理を一層強化するとともに、未収金縮減のための効果的な方策を検討し、収納率の向上になお一層努められたい。

国民健康保険税収入状況 (単位:千円、%)

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
現年分	平成21年度	7,019,639	6,366,000	193	670,717
度分	平成20年度	7,135,372	6,515,886	637	648,675

	比較	115,733	149,886	444	22,042	0.6
滞納繰越分	平成21年度	2,699,319	191,761	459,516	2,049,109	7.1
	平成20年度	2,770,946	198,578	471,575	2,102,272	7.2
	比較	71,627	6,817	12,059	53,163	0.1
合計	平成21年度	9,718,958	6,557,761	459,709	2,719,826	67.5
	平成20年度	9,906,318	6,714,464	742,212	2,750,947	67.8
	比較	187,360	156,703	12,503	31,121	0.3

(8) 保育所運営費保護者負担金の未収金について(こどもみらい課)

保育所運営費保護者負担金の対調定収入率は、公立保育所が現年度分96.8%（調定額1億8,562万円）滞納繰越分20.3%（調定額2,166万円）認可保育所が現年度分98.1%（調定額11億7,182万円）滞納繰越分30.7%（調定額4,268万円）となっている。

公立保育所の収入率が認可保育所の収入率に比べ低くなっている要因の検証を行い、
対応策を検討し収入率の向上に努められたい。

2 歳出について

(1) 市民便利帳の発行について(秘書広報課)

平成20年度は暮らしの情報誌として、広告料収入によって市民便利帳を発行している。昨今の経済状況により平成21年度は広告料で賄うことが困難になったことにより府内印刷によって対応している。在庫部数を勘案し、新しいデータを加え創意工夫した取り組みとして評価できる。

今後とも広告料の活用を含めた経費の縮減と暮らしの情報発信の拡充に努められたい。

(2) 軽自動車税申告に係る委託契約について(税制課)

軽自動車税申告に係る調査委託契約について、申告書1件（入力データー含む）につき150円（軽2輪・軽4輪）又、小型2輪における申告書記載内容以外の照会について1件500円で年間450万円の随意契約を行っている。

契約金額の妥当性や契約条件の適正等を確保する必要があるので、類似都市の状況等情報収集を行い、契約金額の妥当性等について検討されたい。

(3) 光熱水費の予算管理について(文化振興課)

パレット市民劇場運営管理費にかかる光熱水費の不用額が162万円余（執行率74.3%）になっている。歳出予算に関しては、当該年度の執行予定金額の見積りを適切に行い、不用額が判明した段階で地方自治法第218条第1項（補正予算、暫定予算等）及び那覇市予算決算規則第10条第1項（予算の補正）に基づく適切な事務処理となるよう歳出予算の管理に努められたい。

(4) 若年者雇用安定化推進事業の推進について(商工農水課)

若年者雇用安定化推進事業は、国の若年者トライアル雇用を終了した対象者を継続して雇用する事業主に対し奨励金を支給し、若年労働者の雇用の安定化を図ることを目的としている。予算額240万円に対する執行率が30%と低い状況にあることから、効果的な広報活動等の取り組みを図るなど更なる

事業推進に努められたい。

(5) 生活保護費の適正化の取り組みについて(保護管理課)

平成21年度の生活保護費は、1件で数千万円の金額にかかる不正受給を含め、年間176件、1億4千万円余の不正受給が発覚している。今後とも不正受給の防止に繋がる生活保護費の適正化に向けた組織体制の強化等に努められたい。

(6) 健康推進事業(健康診査)の償還金について(健康推進課)

老人保健事業健康診査の負担金算定で誤認があり、国・県から保健事業費等負担金を過大に受けていることによる、国・県への返還金1,594万円は、交付要綱等の理解不足によるものである。今後このようなことがないよう、事務の適正化に努められたい。

(7) 育児支援家庭訪問事業の家庭支援員派遣業務について(子育て応援課)

育児支援家庭訪問事業の家庭支援員派遣業務委託料は、当初予算額431万円を補正予算で100万円減額しているが、執行済額は224万円で、なお107万円の予算残となっている。

これは、同課実施の「こんにちは赤ちゃん事業」(生後4ヶ月までの乳児を対象とした新規支援事業)と連携して実施することにより、育児支援の利用増加を見込み予算計上したが、利用者件数が見込みに達しなかったことによるものである。

育児に係る事件、事故等も増加していることから、支援方法の検証や広報等を強化し、制度の有効な活用に努められたい。

(8) 要保護児童対策地域協議会事業について(子育て応援課)

要保護児童対策地域協議会事業の報償費は、予算額26万円に対し執行済額12万円で執行率45.5%となっている。これは、協議会の外部委員の欠席により報償費の支出が一部不用額となったことによるものである。

協議会の運営にあたっては、年間計画を早期に策定し、協議会の目的を達成するよう適切な予算の執行に努められたい。

(9) 予算の適正な執行について(学務課)

小学校管理運営費の備品購入費に346万円の不用額が発生しているが、これは、平成20年度予算の繰越明許費(小学校体育館舞台幕341万円)の執行時に予算区分を取り違え現年度予算で執行し、出納整理期間に予算の振替を行なったことによるものである。

予算執行に当たっては、那覇市会計規則を遵守し、適正な予算執行に注意されたい。

那霸市告示第164号
平成23年2月1日

平成22年(2010年)12月那霸市議会定例会で認定された平成21年度那霸市土地地区整理事業特別会計歳入歳出決算の要領は次のとおりである。

那霸市長 翁 長 雄 志

平成21年度 那覇市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入

								(単位：円)	
	款	項	予 算 現 領	調 定 領	収 入 準	額 不 納 欠 損	収 入 未 準	額 不 納 欠 損	予 算 現 額 収 入 準
1	使用料及び手数料		4,000	3,920	3,920	0	0	0	80
1	小禄金城手数料		1,000	80	80	0	0	0	920
2	真嘉比古島第一地区手数料		1,000	2,960	2,960	0	0	0	△1,960
3	壱川手数料		1,000	320	320	0	0	0	680
4	小禄南手数料		1,000	560	560	0	0	0	440
2	国庫支出金		687,416,460	687,416,460	546,572,140	0	140,844,320	140,844,320	140,844,320
1	真嘉比古島第二国庫補助金		687,416,460	687,416,460	546,572,140	0	140,844,320	140,844,320	140,844,320
3	財産収入		142,000	143,535	143,535	0	0	0	△1,535
1	壱川財産運用収入		8,000	8,276	8,276	0	0	0	△276
2	小禄南財産運用収入		16,000	16,355	16,355	0	0	0	△355
3	真嘉比古島第二財産運用収入		118,000	118,501	118,501	0	0	0	△501
4	小禄金城財産運用収入		0	198	198	0	0	0	△198
5	真嘉比古島第一地区財産運用 収入		0	205	205	0	0	0	△205
4	繰入金		1,992,887,000	1,780,967,000	1,780,967,000	0	0	0	211,900,000
1	総務管理繰入金		1,522,000	1,522,000	1,522,000	0	0	0	0
2	真嘉比古島第一繰入金		1,910,679,000	1,698,779,000	1,698,779,000	0	0	0	211,900,000
3	基金繰入金		666,000	666,000	666,000	0	0	0	0
4	基金借入金		80,000,000	80,000,000	80,000,000	0	0	0	0
5	繰越金		137,708,529	137,712,930	137,712,930	0	0	0	△4,401
1	総務管理繰越金		413,000	413,861	413,861	0	0	0	△861
2	真嘉比古島第一地区繰越金		8,857,000	8,857,756	8,857,756	0	0	0	△756
3	壱川繰越金		1,797,000	1,797,989	1,797,989	0	0	0	△989

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定期額	収入額	済額	不納額	損額	収入額	未済額	予算現額と収入額との比較
		還付額	未済額	還付額	未済額	不納額	損額	還付額	未済額	予算現額と収入額との比較
4 小緑金城繰越金		1,000	1,687	1,687	0	0	0	0	0	△687
5 小緑南清算繰越金		533,000	533,887	533,887	0	0	0	0	0	△887
6 真嘉比古島第二繰越金		126,107,529	126,107,750	126,107,750	0	0	0	0	0	△221
6 諸収入		6,000	23,706	23,706	0	0	0	0	0	△17,706
1 総務管理雑入		1,000	0	0	0	0	0	0	0	1,000
2 真嘉比古島第一雑入		1,000	23,706	23,706	0	0	0	0	0	△22,706
3 小緑金城延滞金、加算金及び過料		1,000	0	0	0	0	0	0	0	1,000
4 真嘉比古島第一地区延滞金、 加算金及び過料		1,000	0	0	0	0	0	0	0	1,000
5 壺川延滞金、加算金及び過料		1,000	0	0	0	0	0	0	0	1,000
6 小緑南延滞金、加算金及び過 料		1,000	0	0	0	0	0	0	0	1,000
7 保留地処分金		220,000,000	193,954,000	193,954,000	0	0	0	0	0	26,046,000
1 真嘉比古島第二保留地処分金		220,000,000	193,954,000	193,954,000	0	0	0	0	0	26,046,000
8 清算徴収金		6,768,000	59,186,990	11,237,209	2,560,957	45,388,824	△4,469,209			
1 小緑金城清算徴収金		1,000	3,259,114	3,259,114	0	0	0	△3,258,114		
2 真嘉比古島第一地区清算徴収 金		2,653,000	46,915,602	3,341,411	2,560,957	41,013,234	△688,411			
3 壺川清算徴収金		3,293,000	7,184,931	3,628,180	0	3,556,751	△335,180			
4 小緑南清算徴収金		821,000	1,827,343	1,008,504	0	818,539	△187,504			
9 分担金及び負担金		105,380,000	105,380,000	105,380,000	0	0	0	0	0	0
1 真嘉比古島第二負担金		105,380,000	105,380,000	105,380,000	0	0	0	0	0	0
10 県支出金		4,432,000	4,803,000	4,803,000	0	0	0	0	0	△371,000
1 県委託金		385,000	756,000	756,000	0	0	0	0	0	△371,000
2 県補助金		4,047,000	4,047,000	4,047,000	0	0	0	0	0	0

(単位：円)

歳 入		項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
	歳 入	還 付 未 済 額	額	額	額	額	額	
	歳 入 合 計	3,154,723,989	2,969,591,541	2,780,797,440	2,560,957	186,233,144	373,926,549	

歳出

		項	予 算 現 領	支 出	済 額	翌 年 度	繰 越 額	不 用 額	額	予 算 現 額 と 支 出 額 済 額 と の 比 較
1	土地区画整理総務費		1,791,000		1,451,488		0		339,512	339,512
1	総務管理費		1,791,000		1,451,488		0		339,512	339,512
2	土地区画整理事業費		3,134,798,989	2,537,630,384	590,128,684		7,039,921		597,168,605	
1	真嘉比古島第一地区土地区画整理費		50,000	50,000		0	0		0	0
2	壺川土地区画整理費		544,000	522,900		0	21,100		21,100	
3	小禄金城土地区画整理費		1,000	0		0		1,000		1,000
4	真嘉比古島第二地区土地区画整理費		3,133,942,989	2,536,916,484	590,128,684		6,897,821		597,026,505	
5	小禄南土地区画整理費		261,000	141,000		0	120,000		120,000	
3	清算費		3,616,000	3,520,057		0	95,943		95,943	
1	小禄金城清算費		3,000	0		0	3,000		3,000	
2	真嘉比古島第一地区清算費		2,655,000	2,654,000		0	1,000		1,000	
3	壺川清算費		135,000	131,997		0	3,003		3,003	
4	小禄南清算費		823,000	734,060		0	88,940		88,940	
4	基金積立金		14,338,000	14,338,000		0	0		0	
1	壺川基金積立金		4,965,000	4,965,000		0	0		0	
2	小禄南基金積立金		408,000	408,000		0	0		0	
3	小禄金城基金積立金		1,000	1,000		0	0		0	
4	真嘉比古島第一地区基金積立金		8,807,000	8,807,000		0	0		0	
5	真嘉比古島第二基金積立金		157,000	157,000		0	0		0	
5	予備費		180,000	0		0	180,000		180,000	
1	予備費		180,000	0		0	180,000		180,000	
歳	出	合計	3,154,723,989	2,556,939,929	590,128,684		7,655,376		597,784,060	

歳入歳出差引残額
実質収支額
このため翌年度繰入繰上充当金
平成 22年 9月 17日提出
那覇市長 給美 雄志

223,857,511 円
△ 13,536,853 円
△ 13,536,853 円

歳入歳出決算総括表
(土地区画整理事業特別会計)

区		分		金額	
1	予算	現	額	3,154,723,989	円
2	歳入	総額		2,780,797,440	
3	歳出	総額		2,556,939,929	
4	歳入歳出差引額	額		223,857,511	
5	翌年度へ繰り越すべき財源	(1)継続費運次繰越額 (2)繰越明許費繰越額 (3)事故繰越し繰越額		0 237,384,364 0	
6	各会計別内訳	計		237,384,364	
		(1)残高(翌年度へ繰越) (2)不足額(翌年度から繰上充用)		0 13,526,853	

那霸市告示第165号
平成23年2月1日

平成22年(2010年)12月那霸市議会定例会で認定された平成21年度那霸市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の要領は次のとおりである。

那霸市長 翁 長 雄 志

平成21年度 那覇市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書

(単位：円)

款	項	予 算 現	額 調 定	額	収 入 济 領	不 納 欠 損	額 収 入 未 济 領	予 算 現 額 と 収 入 济 領 と の 比 較
1 国民健康保険税		9,330,168,000	9,718,959,197	6,557,761,980 18,340,069	459,709,969	2,719,827,317	2,772,406,020	
1 国民健康保険税	1 国庫負担金	9,330,168,000	9,718,959,197	6,557,761,980 18,340,069	459,709,969	2,719,827,317	2,772,406,020	
2 使用料及び手数料		9,700,000	9,069,054	9,069,054	0	0	630,946	
1 手数料		9,700,000	9,069,054	9,069,054	0	0	630,946	
3 国庫支出金		14,174,036,000	13,836,403,239	13,836,403,239	0	0	337,632,761	
1 国庫負担金		8,925,948,000	8,525,664,551	8,525,664,551	0	0	400,283,449	
2 国庫補助金		5,248,088,000	5,310,738,688	5,310,738,688	0	0	△62,650,688	
4 療養給付費等交付金		854,086,000	773,406,000	773,406,000	0	0	80,680,000	
5 前期高齢者交付金		3,523,695,000	3,523,695,707	3,523,695,707	0	0	△707	
1 前期高齢者交付金		3,523,695,000	3,523,695,707	3,523,695,707	0	0	△707	
6 県支出金		1,842,243,000	1,799,447,421	1,799,447,421	0	0	42,795,579	
1 県補助金		1,586,403,000	1,543,607,000	1,543,607,000	0	0	42,795,579	
2 県負担金		255,840,000	255,840,421	255,840,421	0	0	△421	
7 共同事業交付金		5,698,864,000	5,947,037,615	5,947,037,615	0	0	△248,173,615	
1 共同事業交付金		5,698,864,000	5,947,037,615	5,947,037,615	0	0	△248,173,615	
8 財産収入		2,000	12,196	12,196	0	0	△10,196	
1 財産運用収入		2,000	12,196	12,196	0	0	△10,196	
9 繰入金		3,939,365,000	3,891,408,509	3,891,408,509	0	0	47,956,491	
1 他会計繰入金		3,939,364,000	3,891,408,509	3,891,408,509	0	0	47,955,491	
2 基金繰入金		1,000	0	0	0	0	1,000	
10 繰越金		2,000	0	0	0	0	2,000	

(単位：円)

歳入	項	予算現額	調定額	収入額	済額	不納額	欠損額	未済額	予算現額と収入額との比較
		還付額	未済額	還付額	未済額	不納額	欠損額	未済額	
11 諸収入	1 繰越金	2,000	0	0	0	0	0	0	2,000
		40,930,000	61,858,339	61,858,339	0	0	0	0	△20,928,339
	1 残高金加算金及び過料	3,565,000	3,201,861	3,201,861	0	0	0	0	363,139
	2 預金利子	1,000	18,260	18,260	0	0	0	0	△17,260
	3 雑入	37,364,000	58,638,218	58,638,218	0	0	0	0	△21,274,218
	歳入合計	39,413,091,000	39,561,297,277	36,400,100,060	459,709,969	2,719,827,317	3,012,990,940		
				18,340,069					

歳出		項	予 算 現 領	支 出	済 領	翌 年 度	繰 越 領	不 用 額	額	予 算 現 領 と 支 出 額 と の 比 較
1	総務費		706,603,000	665,480,383	0		0	41,122,617	41,122,617	
1	総務管理費	513,606,000	492,558,411	0		21,047,589		21,047,589		
2	衛税費	107,901,000	98,164,050	0		9,736,950		9,736,950		
3	運営協議会費	838,000	371,725	0		466,275		466,275		
4	取扱率向上特別対策事業費	40,974,000	38,269,519	0		2,704,481		2,704,481		
5	医療費適正化特別対策事業費	43,284,000	36,116,678	0		7,167,322		7,167,322		
2	保険給付費	24,295,728,000	23,287,469,703	0		1,008,258,297		1,008,258,297		
1	療養諸費	20,940,784,476	20,204,110,437	0		736,674,039		736,674,039		
2	高額療養費	2,992,296,524	2,769,498,636	0		222,797,888		222,797,888		
3	移送費	2,000	0	0		2,000		2,000		
4	出産育児諸費	351,120,000	304,135,630	0		46,984,370		46,984,370		
5	葬祭諸費	11,525,000	9,725,000	0		1,800,000		1,800,000		
3	後期高齢者支援金等	4,704,786,000	4,704,784,739	0		1,261		1,261		
1	後期高齢者支援金等	4,704,786,000	4,704,784,739	0		1,261		1,261		
4	前期高齢者特付金等	13,379,000	13,377,556	0		1,444		1,444		
1	前期高齢者特付金等	13,379,000	13,377,556	0		1,444		1,444		
5	老人保健拠出金	276,233,000	276,231,970	0		1,030		1,030		
6	介護納付金	1,768,328,000	1,768,327,543	0		457		457		
1	介護納付金	1,768,328,000	1,768,327,543	0		457		457		
7	共同事業拠出金	5,628,424,000	5,628,383,827	0		40,173		40,173		
1	共同事業拠出金	5,628,424,000	5,628,383,827	0		40,173		40,173		

卷之四

款		現	予算額	新支額	支出額	前年度額	不規範額	額	予算実績と支出 額の比較
8	保険事業費		246,543,000	243,724,564	0	3,218,446	3,218,446		
1	特定疾病診療事業費		152,765,000	150,194,165	0	2,551,835	2,551,835		
2	保健学習費		* 54,197,000	53,530,389	0	696,611	696,611		
9	基金積立金		1,000	0	0	1,000	1,000		
1	基金積立金		1,000	0	0	1,000	1,000		
10	施設支出金		296,232,000	272,159,289	0	24,072,701	24,072,701		
1	保健金及び福利厚生金		265,395,000	241,295,185	0	24,070,815	24,070,815		
2	繰出金		30,865,000	30,864,114	0	1,886	1,886		
11	桶上元用金		1,381,854,000	1,381,853,853	0	147	147		
1	桶上元用金		1,381,854,000	1,381,853,853	0	147	147		
12	子備費		94,580,000	0	0	94,580,000	94,580,000		
1	子備費		94,580,000	0	0	94,580,000	94,580,000		
	總　　出　　合　　計		39,413,691,000	38,241,793,427	0	1,171,287,573	1,171,287,573		

積入出元引不足額 1,841,693,367 円
このため翌年支拂入換による用金 1,841,693,367 円

平遠 22年 9月 17日攝出
縣城 雜志

歳入歳出決算総括表
 (国民健康保険事業特別会計)

区 分		金額	
1 予 算	現 績	39,413,091,000	円
2 歳 入	総 績	36,400,100,060	
3 歳 出	総 績	38,241,793,427	
4 歳 入 歳 出 差 引	額	△1,841,693,367	
5 翌年度へ繰り越すべき財源	(1)継続費繰越額	0	
	(2)繰越明許費繰越額	0	
	(3)事故繰越し繰越額	0	
	計	0	
6 各 会 計 別 内 訳	(1)残高(翌年度へ繰越)	0	
	(2)不足額(翌年度から繰上充用)	1,841,693,367	

那霸市告示第166号
平成23年2月1日

平成22年(2010年)12月那霸市議会定例会で認定された平成21年度那霸市老人保健特別会計歳入歳出決算の要領は次のとおりである。

那霸市長 翁 長 雄 志

平成21年度 那覇市老人保健特別会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 济 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 济 額 と の 比 較
1 支払基金交付金		17,819,000	17,818,598	17,818,598	0	0	402
1 支払基金交付金	1 支払基金交付金	17,819,000	17,818,598	17,818,598	0	0	402
2 緑入金		55,443,000	55,443,000	55,443,000	0	0	0
1 一般会計繰入金	1 一般会計繰入金	55,443,000	55,443,000	55,443,000	0	0	0
3 繰越金		1,000	0	0	0	0	1,000
1 繰越金	1 繰越金	1,000	0	0	0	0	1,000
4 諸収入		20,310,000	20,595,645	20,480,949	0	114,696	△170,949
1 延滞金及び加算金	1 延滞金及び加算金	2,000	0	0	0	0	2,000
2 預金利子	2 預金利子	1,000	0	0	0	0	1,000
3 雜入	3 雜入	20,307,000	20,595,645	20,480,949	0	114,696	△173,949
5 国庫支出金		92,039,000	92,039,322	92,039,322	0	0	△322
1 国庫負担金	1 国庫負担金	92,039,000	92,039,322	92,039,322	0	0	△322
6 県支出金		0	1,052,560	1,052,560	0	0	△1,052,560
1 県負担金	1 県負担金	0	1,052,560	1,052,560	0	0	△1,052,560
歳 入 合 計		185,612,000	186,949,125	186,834,429	0	114,696	△1,222,429

(単位:円)

歳 出		項	予 算 現 領	支 出	済 領	翌 年 度	繰 越 額	不 用 額	額	予 算 現 額 と 支 出
1 医療諸費			81,120,000	57,955,271	0		0	23,164,729	23,164,729	
1 医療諸費	1 医療諸費		81,120,000	57,955,271	0		0	23,164,729	23,164,729	
2 諸支出金			54,303,000	54,298,578	0		0	4,422	4,422	
1 債還金			8,827,000	8,823,378	0		0	3,622	3,622	
2 繰出金			45,476,000	45,475,200	0		0	800	800	
3 繰上充当金			50,189,000	50,188,342	0		0	658	658	
1 繰上充当金			50,189,000	50,188,342	0		0	658	658	
歳 出	合 計		185,612,000	162,442,191	0		0	23,169,809	23,169,809	

歳入歳出差引残額 24,392,238 円

平成 22年 9月 17日提出

那須市長 翁長 雄志

歳入歳出決算総括表
(老人保健特別会計)

	区	分	金額
1 予 算	現 總	額	185,612,000 [円]
2 歳 入	總	額	186,834,429
3 歳 出	總	額	162,442,191
4 歳 入 歳 出 差 引 額			24,392,238
5 歳年度～繰り越すべき財源	(1)継続費過次繰越額 (2)解説明許費繰越額 (3)事故繰越し繰越額		0 0 0
	計		0
6 各 会 計 別 内 訳	(1)残高(翌年度～繰越) (2)不足額(翌年度から繰上充用)		24,392,238 0

那霸市告示第167号
平成23年2月1日

平成22年(2010年)12月那霸市議会定例会で認定された平成21年度那霸市市街地再開発事業特別会計歳入歳出決算の要領は次のとおりである。

那霸市長 翁 長 雄 志

平成21年度 那覇市市街地再開発事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

(単位:円)

	款	項	予 算 現	額	調 定	額	収 入 济	額	不 納 欠 損	額	収 入 未 济	額	予 算 現 額	と 収 入
							還 付	未 済	額				額	と の 比 較
1	国庫支出金		1,268,493,000	982,318,000				0					0	286,175,000
	1 国庫補助金		1,268,493,000	982,318,000				0					0	286,175,000
2	繰入金		78,603,000	78,603,000				0					0	0
	1 一般会計繰入金		78,603,000	78,603,000				0					0	0
3	繰越金		14,672,000	14,943,907				0					0	△271,907
	1 繰越金		1,000	272,907				0					0	△271,907
	2 牧志・安里地区繰越金		14,671,000	14,671,000				0					0	0
4	諸収入		11,000	6,973				0					0	4,027
	1 総入		11,000	6,973				0					0	4,027
5	市債		393,400,000	315,600,000				0					0	77,800,000
	1 市債		393,400,000	315,600,000				0					0	77,800,000
	歳 入 合 計		1,755,179,000	1,391,471,880				0					0	363,707,120

(単位：円)

歳出 款	項	予算現額	支 出 額	翌年度額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
1 都市再開発事業費		1,732,075,000	1,361,522,407	370,320,000	232,593	370,552,593
1 都市再開発事業費		1,732,075,000	1,361,522,407	370,320,000	232,593	370,552,593
2 公債費		23,104,000	21,636,993	0	1,467,007	1,467,007
1 公債費		23,104,000	21,636,993	0	1,467,007	1,467,007
歳出合計		1,755,179,000	1,383,159,400	370,320,000	1,699,600	372,019,600

歳入歳出差引残額

8,312,480 円

平成22年9月17日提出
那覇市長 翁長雄志

歳入歳出決算総括表
(市街地再開発事業特別会計)

区		分		金額	
1	予算	現額		1,755,179,000	円
2	歳入	総額		1,391,471,880	
3	歳出	総額		1,383,159,400	
4	歳入歳出差引額			8,312,480	
5	翌年度へ繰り越すべき財原	(1)繰越費過次繰越額 (2)繰越明許費繰越額 (3)事故繰越し繰越額		0 6,350,000 0	
		計		6,350,000	
6	各会計別内訳	(1)残高(翌年度へ繰越) (2)不足額(翌年度から繰上充用)		1,962,480 0	

那霸市告示第168号
平成23年2月1日

平成22年(2010年)12月那霸市議会定例会で認定された平成21年度那霸市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の要領は次のとおりである。

那霸市長 翁 長 雄 志

平成21年度 那覇市介護保険事業特別会計歳入歳出決算書

(単位：円)

歳 入		項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 济 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 济 額	予 算 現 額 と 収 入 額 の 比 較
	款				還 付 未 济 額			額
1	介護保険料		2,911,525,000	3,222,201,759	2,912,164,405 6,423,457	80,718,768	235,742,043	△639,405
1	介護保険料		2,911,525,000	3,222,201,759	2,912,164,405 6,423,457	80,718,768	235,742,043	△639,405
2	使用料及び手数料		1,001,000	1,103,000	1,103,000	0	0	△102,000
1	手数料		1,001,000	1,103,000	1,103,000	0	0	△102,000
3	国庫支出金		3,822,231,000	3,906,141,599	3,906,141,599	0	0	△83,910,599
1	国庫負担金		2,786,559,000	2,786,558,998	2,786,558,998	0	0	2
2	国庫補助金		1,035,672,000	1,119,582,601	1,119,582,601	0	0	△83,910,601
4	支払基金交付金		4,669,109,000	4,660,445,000	4,660,445,000	0	0	8,664,000
1	支払基金交付金		4,669,109,000	4,660,445,000	4,660,445,000	0	0	8,664,000
5	県支出金		2,293,001,000	2,267,256,525	2,267,256,525	0	0	25,744,475
1	県負担金		2,222,695,000	2,192,372,725	2,192,372,725	0	0	30,322,275
2	財政安定化基金支出金		1,000	0	0	0	0	1,000
3	県補助金		70,305,000	74,883,800	74,883,800	0	0	△4,578,800
6	財産収入		2,872,000	2,877,465	2,877,465	0	0	△5,465
1	財産運用収入		2,872,000	2,877,465	2,877,465	0	0	△5,465
7	繰入金		2,636,121,000	2,635,473,352	2,635,473,352	0	0	647,648
1	他会計繰入金		2,501,073,000	2,500,425,535	2,500,425,535	0	0	647,465
2	基金繰入金		135,048,000	135,047,817	135,047,817	0	0	183
8	繰越金		232,710,000	232,709,936	232,709,936	0	0	64
1	繰越金		232,710,000	232,709,936	232,709,936	0	0	64
9	諸収入		985,000	2,067,248	1,961,984	0	105,264	△976,984
1	延滞金、加算金及び過料		2,000	553,800	553,800	0	0	△551,800

(単位：円)

歳入		項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較
			還 付 未 済 額	還 付 未 済 額				
10 市債	2 雜入	983,000	1,513,448	1,408,184	0	0	105,264	△425,184
11 サービス収入	1 市債	1,000	0	0	0	0	0	1,000
	1 予防給付費収入	119,429,000	118,568,920	118,568,920	0	0	0	860,080
	歳 入 合 計	16,688,985,000	17,048,844,804	16,738,702,186	80,718,768	235,847,307	△49,717,186	

(単位:円)

歳出 款	項	予算現額	支 出	済額	翌年度 繰越額	不 用 額	予算現額と支 出 額 の比 較
1 総務費		507,942,000	482,051,627	0	25,890,373	25,890,373	
1 総務管理費		281,899,000	273,661,314	0	8,237,686	8,237,686	
2 徴収費		27,630,000	24,778,804	0	2,851,196	2,851,196	
3 介護認定審査会費		198,413,000	183,611,509	0	14,801,491	14,801,491	
2 保険給付費		15,413,089,000	15,412,769,409	0	319,591	319,591	
1 介護サービス等諸費		14,219,498,928	14,219,498,928	0	0	0	
2 介護予防サービス等諸費		1,172,428,157	1,172,108,566	0	319,591	319,591	
3 その他諸費		21,161,915	21,161,915	0	0	0	
3 財政安定化基金拠出金		1,000	0	0	1,000	1,000	
1 財政安定化基金拠出金		1,000	0	0	1,000	1,000	
4 基金積立金		147,571,000	147,569,472	0	1,528	1,528	
1 基金積立金		147,571,000	147,569,472	0	1,528	1,528	
5 地域支援事業費		521,682,000	505,173,956	0	16,508,044	16,508,044	
1 介護予防事業費		151,546,000	142,120,561	0	9,425,439	9,425,439	
2 包括的支援事業・任意事業費		370,136,000	363,053,395	0	7,082,605	7,082,605	
6 諸支出金		98,700,000	98,418,304	0	281,696	281,696	
1 債還金及び返付加算金		57,864,000	57,582,419	0	281,581	281,581	
2 繰出金		40,836,000	40,835,885	0	115	115	
歳出合計		16,688,985,000	16,645,982,768	0	43,002,232	43,002,232	

歳入歳出差引残額
92,719,418 円

平成 22年 9月 17日提出
那霸市長 翁長 雄志

歳入歳出決算総括表
 (介護保険事業特別会計)

区		分		金額	
1	予算	現額		16,688,985,000	[円]
2	歳入	総額		16,738,702,186	
3	歳出	総額		16,645,982,768	
4	歳入歳出差引			92,719,418	
5	翌年度へ繰り越すべき財源	(1)継続費通次繰越額 (2)繰越明許費繰越額 (3)事故繰越し繰越額 合計		0 0 0 0	
6	各会計別内訳	(1)残高(翌年度～繰越) (2)不足額(翌年度から繰上充用)		92,719,418 0	

那霸市告示第169号
平成23年2月1日

平成22年(2010年)12月那霸市議会定例会で認定された平成21年度那霸市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の要領は次のとおりである。

那霸市長 翁長雄志

平成21年度 那覇市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書

(単位:円)

歳 入	項 目	予 算 現 領	調 定 額	收 入 済 額	不 納 欠 損 額	取 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
1 後期高齢者医療保険料		1,799,304,000	1,838,156,174	1,760,518,677 5,198,357	0	82,835,854	38,785,323
1 後期高齢者医療保険料		1,799,304,000	1,838,156,174	1,760,518,677 5,198,357	0	82,835,854	38,785,323
2 使用料及び手数料		416,000	802,100	802,100	0	0	△386,100
1 手数料		416,000	802,100	802,100	0	0	△386,100
3 溝入金		507,448,000	507,447,595	507,447,595	0	0	405
1 一般会計繰入金		507,448,000	507,447,595	507,447,595	0	0	405
4 溝越金		23,442,000	23,442,641	23,442,641	0	0	△641
1 繰越金		23,442,000	23,442,641	23,442,641	0	0	△641
5 儲収入		4,536,000	2,741,841	2,741,841	0	0	1,794,159
1 延滞金、加算金及び過料		501,000	758,300	758,300	0	0	△257,300
2 償還金及び預り計算金		2,050,000	27,100	27,100	0	0	2,022,900
3 預金利子		1,000	0	0	0	0	1,000
4 雉入		1,984,000	1,956,441	1,956,441	0	0	27,559
6 国庫支出金		13,251,000	13,251,000	13,251,000	0	0	0
1 国庫補助金		13,251,000	13,251,000	13,251,000	0	0	0
歳 入 合 計		2,348,397,000	2,385,841,351	2,308,203,854 5,198,357	0	82,835,854	40,193,146

(単位:円)

歳 出 款		項	予 算 現 額	支 出	済 額	翌 年 度	繰 越 額	不 用 額	額	予 算 現 額	支 出
1 総務費			40,528,000	39,251,781	0		0	1,276,219		1,276,219	
1 総務管理費			14,549,000	14,349,565	0		0	199,435		199,435	
2 徵収費			25,979,000	24,902,216	0		0	1,076,784		1,076,784	
2 後期高齢者医療広域連合納付金			2,297,399,000	2,255,702,769	0		0	41,696,231		41,696,231	
1 後期高齢者医療広域連合納付金			2,297,399,000	2,255,702,769	0		0	41,696,231		41,696,231	
3 諸支出金			10,470,000	6,624,587	0		0	3,845,413		3,845,413	
1 債還金及び還付加算金			8,280,000	4,434,587	0		0	3,845,413		3,845,413	
2 繰出金			2,190,000	2,190,000	0		0	0		0	
歳 出 合 計			2,348,397,000	2,301,579,137	0		0	46,817,863		46,817,863	

歳入歳出差引残額

6,624,717 円

平成 22年 9月 17日提出
那須市長 翁長 雄志

歳入歳出決算総括表
 (後期高齢者医療特別会計)

区		分		金額	
1	予算	現	額	2,348,397,000	円
2	歳入	総	額	2,308,203,854	
3	歳出	総	額	2,301,579,137	
4	歳入	歳出	差引額	6,624,717	
5	翌年度へ繰り越すべき財源		(1) 繼続費過次繰越額	0	
			(2) 繰越明許費繰越額	0	
			(3) 事故繰越し繰越額	0	
			計	0	
6	各会計別内訳		(1) 残高(翌年度へ繰越)	6,624,717	
			(2) 不足額(翌年度から繰上充用)	0	

那霸市告示第170号
平成23年2月1日

平成22年(2010年)12月那霸市議会定例会で認定された平成21年度那霸市病院事業債管理特別会計歳入歳出決算の要領は次のとおりである。

那霸市長 翁 長 雄 志

平成21年度 那覇市病院事業債管理特別会計歳入歳出決算書

歳 入
（単位：円）

款	項	予 算 現 領	調 定 領	収 入 済 額	不 納 欠 員	損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
1 賄取入		1,314,000	1,313,935	1,313,935	0	0	0	65
	1 貸付金元利取入	1,314,000	1,313,935	1,313,935	0	0	0	65
歳 入	合 計	1,314,000	1,313,935	1,313,935	0	0	0	65

(単位:円)

歳出		項	予算現額	支出手	済額	翌年度繰越額	不	用	額	予算現額と支出額との比較
1 公債費			1,314,000		1,313,935	0		65	65	
	1 公債費		1,314,000		1,313,935	0		65	65	
歳出合計			1,314,000		1,313,935	0		65	65	

歳入歳出差引残額

0 円

平成 22年 9月 17日提出

那覇市長 翁長 雄志

歳入歳出決算総括表
 (病院事業債管理特別会計)

	区	分	金額
1 予 算	現	額	1,314,000 円
2 歳 入	総	額	1,313,935
3 歳 出	総	額	1,313,935
4 歳 入 歳 出 差 引		額	0
5 翌年度へ繰り越すべき財源	(1)継続費過次繰越額		0
	(2)繰明許費繰越額		0
	(3)事故繰越し繰越額		0
	計		0
6 各会計別内訳	(1)残高(翌年度へ繰越)		0
	(2)不足額(翌年度から繰上充用)		0

那霸市告示第171号
平成23年2月1日

那霸市共同利用施設（那霸市大嶺自治会館）指定管理者の指定について

那霸市共同利用施設（那霸市大嶺自治会館）の管理・運営を行わせる指定管理者の指定について、那霸市共同利用施設条例第15条第1項の規定に基づき指定したので、同条第4項の規定により、その旨を告示する。

那霸市長 翁 長 雄 志

- 1 管理を行わせる公の施設
名 称 那霸市大嶺自治会館
所在地 那霸市宇栄原1丁目3番1号
 - 2 指定管理者となる団体
名 称 字大嶺自治会
所在地 那霸市宇栄原1丁目3番1号
代表者 當間 英男
 - 3 指定期間 平成23年4月1日から平成28年3月31日
-

那霸市告示第172号
平成23年2月1日

那霸市共同利用施設（那霸市田原自治会館）指定管理者の指定について

那霸市共同利用施設（那霸市田原自治会館）の管理・運営を行わせる指定管理者の指定について、那霸市共同利用施設条例第15条第1項の規定に基づき指定したので、同条第4項の規定により、その旨を告示する。

那霸市長 翁 長 雄 志

- 1 管理を行わせる公の施設
名 称 那霸市田原自治会館
所在地 那霸市字田原88番地
- 2 指定管理者となる団体
名 称 那霸市字田原自治会
所在地 那霸市字田原88番地
代表者 上原 隆
- 3 指定期間 平成23年4月1日から平成28年3月31日

那霸市告示第173号
平成23年2月1日

那霸市共同利用施設(那霸市安次嶺自治会館)指定管理者の指定について

那霸市共同利用施設(那霸市安次嶺自治会館)の管理・運営を行わせる指定管理者の指定について、那霸市共同利用施設条例第15条第1項の規定に基づき指定したので、同条第4項の規定により、その旨を告示する。

那霸市長 翁 長 雄 志

- 1 管理を行わせる公の施設
名 称 那霸市安次嶺自治会館
所在地 那霸市字小禄 839 番地 6
 - 2 指定管理者となる団体
名 称 安次嶺自治会
所在地 那霸市字小禄 839 番地 6
代表者 祖慶 良順
 - 3 指定期間 平成23年4月1日から平成28年3月31日
-

那霸市告示第174号
平成23年2月1日

那霸市共同利用施設(那霸市宮城自治会館)指定管理者の指定について

那霸市共同利用施設(那霸市宮城自治会館)の管理・運営を行わせる指定管理者の指定について、那霸市共同利用施設条例第15条第1項の規定に基づき指定したので、同条第4項の規定により、その旨を告示する。

那霸市長 翁 長 雄 志

- 1 管理を行わせる公の施設
名 称 那霸市宮城自治会館
所在地 那霸市宮城1丁目9番10号
- 2 指定管理者となる団体
名 称 那霸市宮城自治会
所在地 那霸市宮城1丁目9番10号
代表者 新垣 貞弘
- 3 指定期間 平成23年4月1日から平成28年3月31日

那霸市告示第175号
平成23年2月1日

那霸市共同利用施設（那霸市高良自治会館）指定管理者の指定について

那霸市共同利用施設（那霸市高良自治会館）の管理・運営を行わせる指定管理者の指定について、那霸市共同利用施設条例第15条第1項の規定に基づき指定したので、同条第4項の規定により、その旨を告示する。

那霸市長 翁 長 雄 志

- 1 管理を行わせる公の施設
名 称 那霸市高良自治会館
所在地 那霸市高良1丁目7番1号
 - 2 指定管理者となる団体
名 称 高良自治会
所在地 那霸市高良1丁目7番1号
代表者 具志 進
 - 3 指定期間 平成23年4月1日から平成28年3月31日
-

那霸市告示第176号
平成23年2月1日

那霸市共同利用施設（那霸市宇栄原自治会館）指定管理者の指定について

那霸市共同利用施設（那霸市宇栄原自治会館）の管理・運営を行わせる指定管理者の指定について、那霸市共同利用施設条例第15条第1項の規定に基づき指定したので、同条第4項の規定により、その旨を告示する。

那霸市長 翁 長 雄 志

- 1 管理を行わせる公の施設
名 称 那霸市宇栄原自治会館
所在地 那霸市字宇栄原41番地1
- 2 指定管理者となる団体
名 称 宇栄原自治会
所在地 那霸市字宇栄原41番地1
代表者 赤嶺 明
- 3 指定期間 平成23年4月1日から平成28年3月31日

那霸市告示第177号
平成23年2月1日

那霸市共同利用施設（那霸市当間自治会館）指定管理者の指定について

那霸市共同利用施設（那霸市当間自治会館）の管理・運営を行わせる指定管理者の指定について、那霸市共同利用施設条例第15条第1項の規定に基づき指定したので、同条第4項の規定により、その旨を告示する。

那霸市長 翁 長 雄 志

- 1 管理を行わせる公の施設
名 称 那霸市当間自治会館
所在地 那霸市字小禄 826 番地 8
 - 2 指定管理者となる団体
名 称 字當間自治会
所在地 那霸市字小禄 826 番地 8
代表者 安次嶺 勝
 - 3 指定期間 平成23年4月1日から平成28年3月31日
-

那霸市告示第178号
平成23年2月1日

那霸市共同利用施設（那霸市真嘉比自治会館）指定管理者の指定について

那霸市共同利用施設（那霸市真嘉比自治会館）の管理・運営を行わせる指定管理者の指定について、那霸市共同利用施設条例第15条第1項の規定に基づき指定したので、同条第4項の規定により、その旨を告示する。

那霸市長 翁 長 雄 志

- 1 管理を行わせる公の施設
名 称 那霸市真嘉比自治会館
所在地 那霸市字真嘉比 41 番地
- 2 指定管理者となる団体
名 称 真嘉比自治会
所在地 那霸市字真嘉比 41 番地
代表者 高屋 英正
- 3 指定期間 平成23年4月1日から平成28年3月31日

那霸市告示第179号
平成23年2月1日

那霸市共同利用施設（那霸市小禄自治会館）指定管理者の指定について

那霸市共同利用施設（那霸市小禄自治会館）の管理・運営を行わせる指定管理者の指定について、那霸市共同利用施設条例第15条第1項の規定に基づき指定したので、同条第4項の規定により、その旨を告示する。

那霸市長 翁 長 雄 志

- 1 管理を行わせる公の施設
名 称 那霸市小禄自治会館
所在地 那霸市小禄5丁目4番地6
 - 2 指定管理者となる団体
名 称 那霸市字小禄自治会
所在地 那霸市小禄5丁目4番地6
代表者 照屋 義次
 - 3 指定期間 平成23年4月1日から平成28年3月31日
-

那霸市告示第180号
平成23年2月1日

那霸市NPO活動支援センター指定管理者の指定について

那霸市NPO活動支援センターの管理・運営を行わせる指定管理者の指定について、那霸市NPO活動支援センター条例第18条第1項の規定に基づき指定したので、同条第18条第4項の規定により、その旨を告示する。

那霸市長 翁 長 雄 志

- 1 管理を行わせる公の施設
名 称 那霸市NPO活動支援センター
所在地 那霸市牧志3丁目2番10号 てんぶす那霸3階
- 2 指定管理者となる団体
名 称 おきなわ共育ファンド
所在地 那霸市首里汀良町2丁目21番地
代表者 田中 美幸
- 3 指定期間 平成23年4月1日から平成28年3月31日

公 告

那霸市公告第243号
平成23年1月4日
掲示済

住民票の職権削除の公示について

住民票の職権削除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第4項の規定により公示する。

ただし、職権削除対象者名は省略する。

那霸市長 翁 長 雄 志

那霸市公告第258号
平成23年1月26日
掲示済

那霸市都市計画公聴会の開催について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定に基づき都市計画公聴会を開催する予定ですので、那霸市都市計画公聴会要綱第2条の規定に基づき、次のとおり公告し、当該都市計画原案を公衆の縦覧に供します。

那霸市
上記代表者 那霸市長 翁 長 雄 志

1 都市計画原案の種類及び名称

那霸広域都市計画道路の変更（3・4・那88号真和志線）

2 都市計画原案に係る区域

那霸市松川1丁目～3丁目の一部、繁多川1丁目の一部、三原2丁目の一部

3 公聴会の開催の日時及び場所（公述申出書の提出がない場合は開催しない）

日 時：平成23年2月16日 午後7時開始

場 所：那霸市立松川小学校（ユイユイホール）

4 公述申出書の提出期限及び提出先

期 限：平成23年2月9日

提出先：那霸市都市計画部都市計画課（新都心銘苅庁舎5階）

5 都市計画原案の縦覧場所及び縦覧期間

場 所：那霸市都市計画部都市計画課（新都心銘苅庁舎5階）

期 間：平成 23 年 1 月 26 日から平成 23 年 2 月 9 日まで

(午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。ただし、土・日を除く。)

那覇市公告第 259 号

平成 23 年 1 月 26 日

掲 示 済

那覇広域都市計画地区計画の原案について

那覇市地区計画等の案の作成手続きに関する条例(昭和 59 年那覇市条例第 22 号)第 2 条の規定により、次のとおり公告し、当該地区計画の原案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該地区計画の原案について、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 16 条第 2 項に規定するものは、公告の日の翌日から起算して 3 週間を経過する日までに那覇市長に意見書を提出することができる。

那覇市

上記代表者 那覇市長 翁 長 雄 志

1 都市計画の種類

那覇広域都市計画地区計画

2 都市計画の名称

(1) 那覇市石嶺北翔・福祉地区地区計画の変更

(2) 那覇市首里石嶺農住地区地区計画の変更

(3) 那覇市石嶺市営住宅地区地区計画の変更

(4) 那覇市石嶺福祉センター線沿道北地区地区計画の決定

3 都市計画の変更又は決定する土地の区域

(1) 那覇市石嶺北翔・福祉地区 那覇市首里石嶺町 2 丁目の一部及び 4 丁目の一部

(2) 那覇市首里石嶺農住チック 那覇市首里石嶺 4 丁目の一部

(3) 那覇市石嶺市営住宅地区 那覇市首里石嶺町 2 丁目の一部及び 4 丁目の一部

(4) 那覇市石嶺福祉センター線沿道北地区 那覇市首里石嶺町 4 丁目の一部

4 地区計画原案の縦覧場所

那覇市都市計画部都市計画課(新都心銘苅庁舎 5 階、TEL 098-951-3246)

5 都市計画の案の縦覧期間

平成 23 年 1 月 26 日(水)から平成 23 年 2 月 9 日(水)まで

(午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。ただし、土・日曜日及び祝日は除く。)

6 意見書の提出

平成 23 年 1 月 26 日(水)から平成 23 年 2 月 16 日(水)まで

(午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。ただし、土・日曜日及び祝日は除く。)

那霸市公告第 261 号
平成 23 年 2 月 1 日

**平成 23 年度那霸市役所仮庁舎、新都心銘苅庁舎及び真和志庁舎の管理
に関する各種業務委託氏名競争入札参加資格者申請受付について**

地方自治法施行令第 167 条の 11 第 3 項の規定に基づき、指名競争入札参加資格要件を公告します。また、下記のとおり参加者の申請受付を行います。

那霸市長 翁 長 雄 志

記

1 指名競争入札参加資格要件

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

(2) 各業務委託「表 1」のとおり

2 申請書類の配布期間及び場所

配布期間：平成 23 年 2 月 1 日（火）～平成 23 年 2 月 25 日（金）
(土日を除く)

配布場所：那霸市新都心銘苅庁舎 2 階 管財課（那霸市銘苅 2 - 3 - 1）

那霸市のホームページ(<http://www.city.naha.okinawa.jp>)からも
ダウンロードできます。

3 受付期間

平成 23 年 2 月 14 日（月）～平成 23 年 2 月 25 日（金）(土日除く)
午前 9 時～午後 5 時（正午～午後 1 時を除く）

4 申請書類の提出及び問い合わせ先

那霸市 総務部 管財課 庁舎管理グループ（電話 098-862-9904）

表 1 各業務委託の指名競争入札参加資格要件

委託番号	業務委託懸命	指名競争入札参加資格要件
1	那霸市役所仮 庁舎環境衛生 管理業務委託	(1) 那霸市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競 争入札参加資格者名簿に登録されていること。 (2) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 12 条の 2 第 1 項第 2 号又は第 7 号並びに第 8 号の登録が あること。
2	真和志庁舎環 境衛生管理業 務委託	(1) 那霸市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競 争入札参加資格者名簿に登録されていること。 (2) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 12 条の 2 第 1 項第 2 号又は第 7 号並びに第 8 号の登録が あること。
3	真和志庁舎貯 水槽・污水槽 排水槽清掃業	(1) 那霸市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競 争入札参加資格者名簿に登録されていること。 (2) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 12

務委託	条の2第1項第5号の登録があること。
4 那霸市役所仮 庁舎等 施設管理業務 委託	(1)過去2年間に建物の電気及び冷房設備の運用管理業務の請負実績があること。 (2)従業員に次の者がいること。 ・第1種電気工事士1人以上 ・第1種～第3種のいずれかの冷凍機械責任者免状を有する者 1人以上 ・熟練された大工技能を有する者1人以上 (3)次のいずれかに登録されていること。 ・那霸市「建設業者格付名簿」の業種「電気工事」 ・那霸市「建設業者格付名簿」の業種「管工事」 ・那霸市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札参加資格者名簿 (4)制服制度があること。
5 新都心銘苅庁 舎施設管理業 務委託	(1)過去2年間に建物の電気及び冷房設備の運用管理業務の請負実績があること。 (2)従業員に次の者がいること。 ・第1種電気工事士1人以上 ・第1種～第3種のいずれかの冷凍機械責任者免状を有する者 1人以上 (3)次のいずれかに登録されていること。 ・那霸市「建設業者格付名簿」の業種「電気工事」 ・那霸市「建設業者格付名簿」の業種「管工事」 ・那霸市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札参加資格者名簿 (4)制服制度があること。

表中の「過去2年間」とは平成21年1月1日から平成22年12月31日までのことであります。

那霸市公告第262号
平成23年2月1日

**平成23年度那霸市公共施設等の一般廃棄物収集運搬業務委託の入札
の実施について**

地方自治法第234条第1項の規定に基づき、一般競争入札により契約を締結するので地方自治法施行令第167条の6及び那霸市契約規則第13条及び那霸市上下水道局契約事務規程第5条の規定により、次のように公告する。

那霸市長 翁 長 雄 志

1 入札に付する事項

(1) 契約案件名 那霸市役所本庁舎等及び銘苅庁舎ごみ処理業務委託
他12件(予定)

(2) 履行場所 那霸市直営施設及び那霸市上下水道局庁舎

(3) 履行内容 各施設の仕様書による

(4) 契約予定日 平成23年4月1日

(5) 履行期間

ア 単年度契約案件

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

イ 長期継続契約案件

(那霸市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例
第2条第1号(又は第2号)に基づく長期継続契約)

平成23年4月1日から平成26年3月31日まで

特記事項

長期継続契約案件の入札及び契約には次の条件を付す。

1)各年度における長期継続契約の経費の範囲内で契約を締結又は継続するものであること。

2)予算の減額又は削除による契約の変更又は解除の場合があること。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に定める者に該当しないこと。

(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年12月25日第137号)

第7条第1項に基づき那霸市長の許可を受けた一般廃棄物収集運搬許可業者
であること。

3 入札説明会の日時及び場所

(1) 日時 平成23年2月15日(火)午後1時30分から

(2) 場所 新都心銘苅庁舎 3階 第1研修室(那霸市銘苅2-3-1)

4 入札の日時及び場所

(3) 日時 平成23年3月22日(火)午後1時30分から

(4) 場所 新都心銘苅庁舎 3階 第1研修室(那霸市銘苅2-3-1)

5 入札保証金

入札保証金は、那霸市契約規則第12条第1項及び那霸市上下水道局契約事務規程第8条第1項第3号に基づき免除する。

6 郵送による入札は認めない。

7 入札参加資格の確認

入札執行前に、入札に参加しようとする者が、市許可業者であることを確認するため、営業許可証の写しを提出する。

8 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

9 問い合せ先

那霸市 総務部 管財課 庁舎管理グループ

〒900-0004 那霸市銘苅2丁目3番1号

電話 098-862-9904 FAX 098-862-9352

消防本部訓令

那覇市消防本部訓令第1号

平成23年1月18日

施行 済

那覇市消防水利規程の訓令を次のように定める。

那覇市消防本部消防庁 宮 平 智

那覇市消防水利規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、消防水利(消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。))

第20条第2項に規定する消防に必要な水利施設及び法第21条第1項の規定により
消防水利として指定した消防水利をいう。以下同じ。)の調査及び維持管理等に
ついて必要な事項を定めるものとする。

(消防水利の種類)

第2条 消防水利の種類は、次のとおりとする。

- (1) 消火栓
- (2) 防火水そう
- (3) プール
- (4) 河川
- (5) 濠、池等
- (6) 井戸
- (7) その他消防水利として使用できる物

(消防水利の適合条件)

第3条 消防水利(消火栓は除く。)の適合条件は、次のとおりとする。

- (1) 常時貯水量が40立方メートル以上のもの又は取水量が毎分1立方メートル以上で、かつ、連続40分以上可能なものであること。
- (2) 消防車が容易に接近でき、安全確保ができること。
- (3) 地盤面からの落差があるものについては、落差が4.5メートル以下であること。
- (4) 取水部分に水深があるものについては、水深が0.5メートル以上であること。
- (5) 吸管投入口のあるものは、その一辺又は直径が0.6メートル以上であること。

(消防水利の配置)

第4条 消防水利は、消防力の整備指針(平成12年消防庁告示第1号)第2条第1号及び
第2号に規定する市街地及び準市街地の防火対象物から1の消防水利に至る距離
が、消防水利の基準(昭和39年消防庁告示第7号)別表に掲げる数値以下になるよ
う設けなければならない。

2 市街地又は準市街地以外の地域で、これに準ずる地域の消防水利は、当該地域内
の防火対象物から1の消防水利に至る距離が、140メートル以下になるように設け
なければならない。

3 前2項に定める消防水利の配置は、消火栓のみに偏ることのないように考慮しな

ければならない。

(消防水利の維持管理)

第5条 署長は、管轄内の消防水利が常時使用できるよう維持管理しなければならない。

(消防水利の指定及び解除等)

第6条 消防長は、法第21条第1項の規定に基づき、消防水利の指定を行うときは、消防水利指定依頼書(第1号様式)及び消防水利指定承諾書(第2号様式)により行うものとする。

2 消防長は、所有者等から第1項の規定により指定を受けた消防水利の指定を解除し、又は変更の申出があったときは、消防水利指定解除(変更)届出書(第3号様式)により届け出せるものとする。

3 消防長は、前項の規定による届出に基づき、消防水利指定解除(変更)通知書(第4号様式)により速やかに指定を解除又は変更し、これを所有者等に通知しなければならない。

4 消防長は、消防水利の指定又は指定解除若しくは変更を行ったときは、その旨を署長及び各課の長に通知しなければならない。

(消防水利の標識等の設置)

第7条 消防水利には、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)の規定によるほか、原則として採水口又は吸管投入口の直近(概ね5メートル以内)に標識を掲げるものとする。ただし、設置位置又は道路状況等設置上特に困難な条件にある場合は、その限りでない。

2 掲出方法は、支柱を利用し消防水利の所在が明確に確認できるような標識とし、形状は別図のとおりとする。

3 消防長は、標識の設置場所が道路敷の場合は、道路使用許可及び道路占有許可を得るものとする。

4 消防長は、標識の設置場所が私有地で、土地所有者から承諾を得ようとする場合には、消防水利標識設置依頼書(第5号様式)及び消防水利標識設置承諾書(第6号様式)により行うものとする。

5 消防長は、現在ある標識を移設又は撤去しようとする者がある場合には、その者に対して、工事の着手の7日前までに消防水利標識移設・撤去願届出書(第7号様式)を届け出せるものとする。

6 消防長は、前号により消防水利標識移設届出書を届出した者又は故意若しくは過失により破損させた者に対し、速やかに原状回復のための工事を行わせ、消防水利標識原状回復確認願届出書(第8号様式)を提出させ確認するものとする。

(水利調査)

第8条 署長は、消防水利状況の把握のため、水利調査を実施しなければならない。

2 調査の実施計画は、署長が定めるものとする。

3 水利調査は、次に掲げる事項について実施するものとする。

(1) 消防水利の位置及び異常の有無

(2) 消防水利付近の障害物件等の有無

(3) その他消防活動上必要な事項

4 水利調査の種別は、次の定期調査及び特別調査に区別する。

(1) 定期調査は、6箇月に1回以上各管内全域を調査するものとする。

(2) 特別調査は、その他必要があると認められた場合に調査するものとする。

5 署長は、水利調査を実施したときは、防火水そう等水利調査報告書(第9号様式)

又は、消火栓水利調査報告書（第10号様式）に調査の結果を記載し、翌月の10日までに消防長に報告しなければならない。

6 水利調査により、異常を発見した場合は、早急な改善に努めなければならない。
(取水量報告)

第9条 署長は、火災その他の事由により消防水利から取水した場合は、消防水利取水量報告書（第11号様式）に必要な事項を記載し、翌月の10日までに消防長に報告しなければならない。

(その他)

第9条 この訓令について、必要な事項は、消防長が別に定める。

付 則

この訓令は、平成23年2月1日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

平成 年 月 日

所有者（管理者・占有者）

住 所

氏 名 様

電 話

那霸市消防本部

消防長

(印)

消防水利指定依頼書

消防法第21条第1項の規定に基づき、下記の施設を消防水利として指定させて頂きたいので、御承諾くださいますようお願い申し上げます。

記

所有者	
水利の所在地	那霸市
水利の種別	防火水そう・プール その他（ ）
備 考 (使用の条件)	

第2号様式（第6条関係）

平成 年 月 日

那霸市消防本部

消防長

所有者（管理者・占有者）

住所

氏名

印

電話

消防水利指定承諾書

消防法第21条第1項の規定に基づき、下記の施設を消防水利として指定されることを承諾します。

記

施設の名称	
水利の所在地	那霸市
水利の種別	防火水そう・プール その他（ ）
構造・容量等	
標識の有無	有・無
指定年月日	年 月 日
備考 (使用上の条件等)	

第3号様式（第6条関係）

平成 年 月 日

那霸市消防本部

消防長

所有者（管理者・占有者）

住 所

氏 名

印

電 話

消防水利指定解除（変更）届出書

下記の指定消防水利の指定を解除（変更）したいので届出します。

記

施設の名称	
水利の所在地	那霸市
水利の種別	防火水そう・プール その他（ ）
構造・容量等	
標識の有無	有・無
指定年月日	年 月 日
解除・変更の事由	

第4号様式（第6条関係）

平成 年 月 日

所有者（管理者・占有者）

住 所

氏 名 様

那霸市消防本部

消防長

印

消防水利指定解除（変更）通知書

下記の指定消防水利の指定を解除（変更）したので通知します。

記

施設の名称	
水利の所在地	那霸市
水利の種別	防火水そう・プール その他（ ）
構造・容量等	
標識の有無	有・無
指定年月日	年 月 日
解除・変更の事由	

第5号様式（第7条関係）

平成 年 月 日

所有者（管理者・占有者）

住 所

氏 名 様

電 話

那霸市消防本部

消防長

印

消防水利標識設置依頼書

下記の施設の消防水利について、標識を設置させて頂きたいので、御承諾ください
いますようお願い申し上げます。

記

施設の名称	
標識の所在地	那霸市
水利の種別	防火水そう・プール その他（ ）
標識の位置	
設置予定年月日	年 月 日
備考 (使用上の条件等)	

第6号様式（第7条関係）

平成 年 月 日

那霸市消防本部

消防長

所有者（管理者・占有者）

住所

氏名

印

電話

消防水利標識設置承諾書

私が所有（管理・占有）する土地に消防水利標識を設置することを承諾します。

記

施設の名称	
標識の所在地	那霸市
水利の種別	防火水そう・プール その他（ ）
標識の位置	
設置年月日	年 月 日
備考 (使用上の条件等)	

第7号様式（第7条関係）

平成 年 月 日

那霸市消防本部

消防長

届出者

住 所

氏 名

(印)

電 話

消防水利標識移設・撤去願届出書

下記の消防水利標識について 移設・撤去をお願いします。

記

標識の所在地	那霸市
移設・撤去予定日 至	自 年 月 日 年 月 日
移設・撤去の理由	
標識の位置	
設置年月日	年 月 日
備考 (使用上の条件等)	

第8号様式（第7条関係）

平成 年 月 日

那霸市消防本部

消防長

届出者

住 所

氏 名

印

電 話

消防水利標識原状回復確認願届出書

下記のとおり原状回復したので確認をお願いします。

記

標識の所在地		那霸市
標識の破損日時		年 月 日 時ごろ
消火栓水利番号		
原因者	住所	
	氏名	
原因車両等	登録番号	年 月 日
原状回復年月日		年 月 日
備考 (使用上の条件等)		※ 工事写真を添付ください。 ※ 損害保険当の適用がある場合は、保険会社名を 御記入ください。

第9号様式（第8条関係）

防火水そう等水利調査報告書

(平成 年 月 日)

署所名		調査時間	時 分 ~ 時 分			
隊長名	印	調査人数	人	車両名	号車	
防火水そう等の番号						
防火水そう等の所在地						
場所は容易に確認出来るか。	良好・不良	良好・不良	良好・不良	良好・不良	良好・不良	良好・不良
車両の接近は容易に出来るか。	良好・不良	良好・不良	良好・不良	良好・不良	良好・不良	良好・不良
漏水は無いか。	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
土砂等の混入は無いか。	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
蓋の開閉は容易に出来るか。	良好・不良	良好・不良	良好・不良	良好・不良	良好・不良	良好・不良
蓋及び蓋枠に損傷等は無いか。	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
高低差により吸水に支障は無いか。	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
標識はあるか。	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
標識に損傷等はないか。	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
標識の位置が移動していないか。	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
備考						

注) 防火水そう等とは、防火水そう及び指定水利をいう。

第10号様式(第8条関係)

消火栓水利調査報告書

(平成 年 月 日)

署所名		調査時間	時 分 ~ 時 分		
隊長名	印	調査人数	人	車両名	号車
番号	東・西 ページ 番 号	番号	東・西 ページ 番 号		
状況	車道・歩道 / 単・双 Ⓛ 良好 ・ 不良 ()	状況	車道・歩道 / 単・双 Ⓛ 良好 ・ 不良 ()		
標識	有(車道・歩道・その他) ・ 無	標識	有(車道・歩道・その他) ・ 無		
番号	東・西 ページ 番 号	番号	東・西 ページ 番 号		
状況	車道・歩道 / 単・双 Ⓛ 良好 ・ 不良 ()	状況	車道・歩道 / 単・双 Ⓛ 良好 ・ 不良 ()		
標識	有(車道・歩道・その他) ・ 無	標識	有(車道・歩道・その他) ・ 無		
番号	東・西 ページ 番 号	番号	東・西 ページ 番 号		
状況	車道・歩道 / 単・双 Ⓛ 良好 ・ 不良 ()	状況	車道・歩道 / 単・双 Ⓛ 良好 ・ 不良 ()		
標識	有(車道・歩道・その他) ・ 無	標識	有(車道・歩道・その他) ・ 無		
番号	東・西 ページ 番 号	番号	東・西 ページ 番 号		
状況	車道・歩道 / 単・双 Ⓛ 良好 ・ 不良 ()	状況	車道・歩道 / 単・双 Ⓛ 良好 ・ 不良 ()		
標識	有(車道・歩道・その他) ・ 無	標識	有(車道・歩道・その他) ・ 無		
番号	東・西 ページ 番 号	番号	東・西 ページ 番 号		
状況	車道・歩道 / 単・双 Ⓛ 良好 ・ 不良 ()	状況	車道・歩道 / 単・双 Ⓛ 良好 ・ 不良 ()		
標識	有(車道・歩道・その他) ・ 無	標識	有(車道・歩道・その他) ・ 無		
番号	東・西 ページ 番 号	番号	東・西 ページ 番 号		
状況	車道・歩道 / 単・双 Ⓛ 良好 ・ 不良 ()	状況	車道・歩道 / 単・双 Ⓛ 良好 ・ 不良 ()		
標識	有(車道・歩道・その他) ・ 無	標識	有(車道・歩道・その他) ・ 無		

第11号様式(第9条関係)

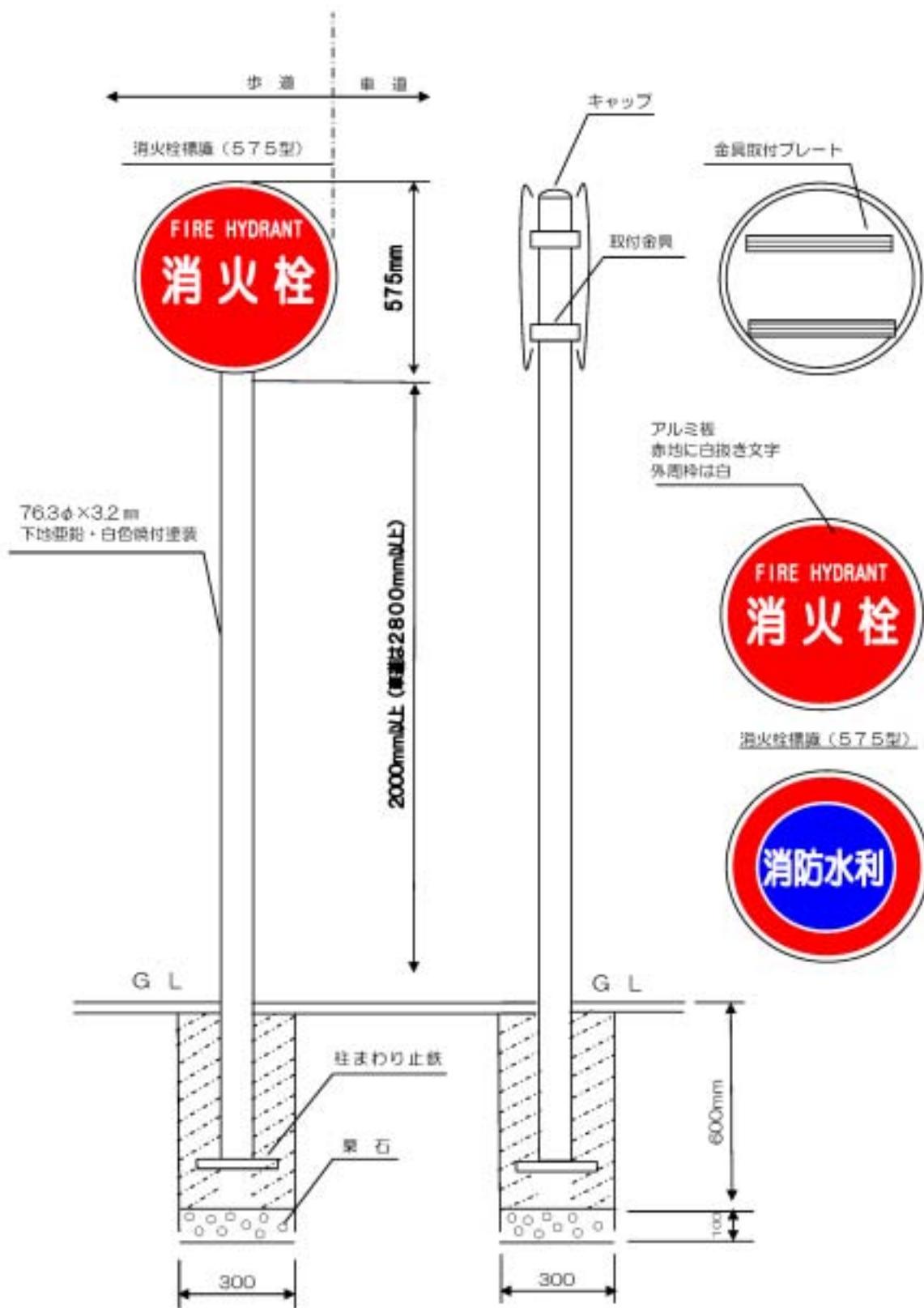
消防水利取水量報告書

(平成 年 月)

放水量は、小数点3位以下は四捨五入し、2位までを記入する。

使用理由は、火災（建物・林野・船舶・航空機・その他）又は訓練・給水・その他を記入する。

別図（第7条関係）



消防本部告示

那霸市消防本部告示第2号

平成23年1月17日

掲示済

那霸市消防非常勤職員要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

那霸市消防本部消防長 宮 平 智

那霸市消防本部非常勤職員要綱の一部を改正する要綱

那霸市消防本部非常勤職員要綱(平成20年2月28日消防長決裁)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(採用) 第4条 非常勤職員は、 <u>63歳未満</u> の者で、非常勤職員を希望するものの中から選考の上、採用するものとする。ただし、総務課長が課長等と協議して必要と認める場合は、この限りでない。 2~4 [略] 5 <u>前2項の規定により</u> 連續した3会計年度以上において採用された者については、当該連續した会計年度のうちの最終会計年度の翌会計年度及び翌々会計年度においては、非常勤職員として採用しないものとする。	(採用) 第4条 非常勤職員は、 <u>65歳未満</u> の者で、非常勤職員を希望するものの中から選考の上、採用するものとする。ただし、総務課長が課長等と協議して必要と認める場合は、この限りでない。 2~4 [略] 5 連續した3会計年度以上において採用された者については、当該連續した会計年度のうちの最終会計年度の翌会計年度及び翌々会計年度においては、非常勤職員として採用しないものとする。
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p>	

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。